

2009年優先政策事項と自由民主党の政策・取り組み

「自由民主党と政策を語る会」
2009年5月14日

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
<p>1. 緊急・大型の経済対策による景気刺激・金融安定化と税・財政の抜本改革の推進</p>	<p>・経済対策 ー内需拡大に資する経済対策・金融安定化策のスピーディな実施 (住宅投資減税制度の創設、住宅ローン減税制度の拡充、自動車重量税・取得税の減税措置、省エネ・研究開発などの投資促進に資する税制措置拡充、中低所得者層や子育て世帯への経済的支援、上場株式等に係る優遇税制の延長、確定拠出年金に係る税制措置の見直し、金融所得課税の一元化、企業の資金繰り・資金調達の円滑化)</p>	<p>【自民政権公約2005】 ○民間経済活動を活性化する税制改革を実施(044) ・税体系の抜本的改革等の税制改正に当たっては、経済活力の維持・向上と国際競争力強化の観点を重視。 【金融証券市場への追加対策(H21.3.31国際金融危機対応PT)】 ○会計基準・税務処理 ・減損処理の損金算入に係る判断基準明確化 等 ○中小企業金融の円滑化 ・緊急保証・セーフティ貸付等の活用促進 等 ○商工中金等による中堅・中小企業資金繰り支援 ・商工中金の融資枠拡充 等 ○日本政策投資銀行の危機対応業務等 ・中堅・大企業向け長期資金貸付枠の大幅拡充 ・日本政策投資銀行に対する追加出資(法律改正) 等 ○産業活力再生特別措置法の活用促進 ・産活法の活用促進 等 ○国際協力銀行の活用 ・本邦企業の海外事業の資金繰り支援 ○住宅・土地金融円滑化 ・住宅金融支援機構の業務拡充及び必要な財政支援 等 ○銀行等保有株式取得機構の活用 ・銀行等保有株式取得機構の買取対象拡大 ○株式市場への対応 ・政府の関係機関に市場からの株式等買取業務を実施させる仕組みを整備</p> <p>(子育て世帯への経済的支援) 平成21年度予算重点政策において、地域の子育て支援推進の一環として、児童手当国庫負担金を盛り込み。</p>	<p>○21年度税制改正において、以下の措置を講じた。 ・自己資金で長期優良住宅の新築等をする場合や省エネ及びバリアフリー改修を行う場合の税額控除制度を創設 ・住宅ローン減税の適用期限を延長。最大控除可能額を500万円(長期優良住宅の場合には600万円)に引上げ ・一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車に係る自動車重量税・自動車取得税を減免 ・省エネ・新エネ設備等について即時償却制度を創設 ・上場株式等の配当及び譲渡益について10%軽減税率を3年間延長 ・確定拠出年金について、個人拠出(マッチング拠出)を導入するとともに、拠出限度額を引上げ ○21年度税制改正法附則において、税制抜本改革の基本的方向性として、「金融所得課税の一体化を更に推進する」とされた。 ○「経済危機対策」における税制上の措置として、研究開発税制の拡充を盛り込んだ「租税特別措置法の一部を改正する法律案」を4月27日に国会に提出。 【金融安定化策】 累次の経済対策で以下の措置を講じることとし、20年度補正予算(1次及び2次)、21年度当初予算で所要の予算を措置済。また、「経済危機対策」具体化のための21年度1次補正予算を4月27日に国会提出。 ○「安心実現のための緊急総合対策(20年8月)」、「生活対策(20年10月)」 ・中小企業緊急保証及びセーフティネット貸付(10兆円)の確保 等 ○「生活防衛対策(20年12月)」 ・金融機能強化法に基づく政府の資本参加枠拡大(10兆円) ・銀行等保有株式取得機構の活用・強化(20兆円) ・政策金融の「危機対応業務」発動・拡充(3兆円) ・住宅・不動産市場対策(0.2兆円) ○「経済危機対策(21年4月)」 ・金融円滑化のための特別ヒアリング、集中検査の実施 ・中小企業緊急保証及びセーフティネット貸付等の規模拡大(17兆円) ・政投銀等の中堅・大企業向け危機対応業務拡大(15兆円) ・日本政策投資銀行及び商工中金の財務基盤強化(「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」及び「中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律」(いずれも議員立法)を4月27日に国会に提出) ・中小企業基盤整備機構による債務保証(2兆円) ・本邦企業の海外事業等資金繰り支援(3兆円) ・住宅・土地金融の円滑化(3兆円) ・金融機能強化法の活用促進 ・銀行等保有株式取得機構の買取対象拡大(「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律」(議員立法)を4月27日に国会に提出) ・市場の価格発見機能に重大な支障が生じる状況が継続するような例外的な場合に備えて、臨時・異例の措置として、政府の関係機関が市場から株式等を買取る仕組みの整備(「資本市場危機への対応のための臨時特例措置法案」(議員立法)を4月27日に国会に提出。 等 ・18年4月より小学校修了前の児童に対象範囲を拡大、19年4月より3歳未満児の養育者に対する児童手当の額を一律1万円とした。 ・20年度第2次補正予算において、妊婦健診の公費負担の拡充。 ・21年10月より出産育児一時金の引き上げ予定(原則38万→42万円)。 ・20年度の緊急措置として幼児教育期(小学校就学前3年間)の第2子以降に3.6万円を支給する「子育て応援特別手当」を支給、本年4月に取りまとめた経済危機対策においても、同手当を、平成21年度に限り、第1子まで拡充する方針。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
			<p>○経済対策における税制支援について 平成21年度税制改正において、以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電を含む省エネ・バリアフリー住宅リフォーム投資型減税の導入 ・住宅ローン減税制度の拡充・延長 ・環境対応車に対する自動車重量税・取得税の時限的減免 ・省エネ・新エネ設備等の促進のための税制措置 ・エネルギー需給構造改革推進投資促進税制における即時償却措置の創設 ・資源需給構造変化対応設備等の特別償却制度の創設（最初の2年間については即時償却） <p>ー確定拠出年金制度の拡充</p> <p>さらに、租税特別措置法改正法案に「研究開発税制の拡充」を盛り込み、平成21年4月27日に本法案を国会に提出した。</p> <p>○企業の資金繰り・資金調達の円滑化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中堅・大企業向け資金繰り支援策として、日本政策投資銀行や商工中金の危機対応業務の大幅拡大に加え、産活法に基づく出資円滑化のための損失補てん制度及び主として中堅企業等に対する中小企業基盤整備機構による債務保証制度を、「経済危機対策」に盛り込んだ。 ・原油原材料価格高騰を受け、昨年10月31日、信用保証協会による6兆円規模の緊急保証制度を導入。その後、国際金融不安やそれに伴う景況悪化に対応し、累次にわたり対象業種を拡大するとともに、20兆円規模に拡大した。 ・日本政策金融公庫においても、10月1日、セーフティネット貸付を3兆円規模で実施。その後、商工中金においても危機対応業務を発動し、セーフティネット貸付とあわせて10兆円規模に拡大。 ・中小企業金融関連の三法の改正による売掛債権早期現金化制度の創設及び信用保証協会の再生支援機能の強化、在庫・手形等を担保とする流動資産担保融資保証の推進、予約保証制度の創設、劣後ローン制度の拡充など、中小企業の多様な資金調達手段の確保に取り組んだ。
	<p>・企業活動のグローバル化に対応した税制の整備</p> <p>ー外国税額控除制度の抜本的な見直し</p> <p>ー移転価格税制の改善</p> <p>ー国際整合性を踏まえて、法人実効税率を30%目標に引下げ</p>	<p>【政権公約2005】</p> <p>○民間経済活動を活性化する税制改革を実施(044)</p> <p>・税体系の抜本的改革等の税制改正に当たっては、経済活力の維持・向上と国際競争力強化の観点を重視。</p>	<p>○21年度税制改正において、間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社からの配当について親会社の益金不算入とする制度を導入。</p> <p>○19年度税制改正において、移転価格税制について、租税条約の相手国との相互協議に係る納税猶予制度を創設。</p> <p>○21年度税制改正法附則において、税制抜本改革の基本的方向性として、「法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討する」とこととされている。</p>
	<p>・歳出・歳入改革の具体的な道筋の明確化</p> <p>ー税制抜本改革の推進（消費税率引上げ、地方消費税拡充、中所得者層への所得減税を一体的に実施）</p> <p>ー社会保障番号制度を活用した納税者番号制度の導入</p>	<p>【参議院選挙公約2007】</p> <p>○歳出・歳入一体の財政構造改革</p> <p>歳出・歳入一体の改革により、2011年度には国・地方合わせた基礎的財政収支の黒字化を確実にするとともに、2010年代半ばにおける国・地方の債務残高対GDP比の安定的な引下げという中長期的な目標を達成しうる財政の確立を目指す。</p> <p>○税制の抜本的改革</p> <p>本年秋以降、早期に、本格的かつ具体的な議論を行い、平成19年度を目途に、社会保障給付全般や少子化対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する。</p> <p>【平成21年度税制改正大綱】</p> <p>納税者番号制度は、的確な所得把握を通じて適正・公平な課税の実現に資するものであるが、今後、税制を国民の利便性に配慮して柔軟に設計していく上でも必要不可欠であり、行政効率化に資する意義も大きい。</p> <p>したがって、納税者番号制度については、今後の税制や社会保障のあり方の議論と併せて、現行の住民票コードの活用や、いわゆる社会保障番号との関係の整理等を含め、具体的かつ深度ある議論を関係団体・関係省庁が連携して実施し、国民の理解を得て、早期かつ円滑な導入を目指すべきである。</p> <p>このため、今後、与党内に納税者番号制度に関する検討会を立ち上げ、制度の導入に向けて精力的に議論を行うこととする。</p>	<p>○消費税を含む税制抜本改革については、その道筋及び基本的方向性を附則に定めた「21年度税制改正法」が3月27日に成立。同附則において、「平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずる」とされた。</p> <p>○納税者番号制度についても、同附則において、「納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図る」とされた。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
2. 安心して持続可能な社会保障制度の確立と少子化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公的年金改革 <ul style="list-style-type: none"> －2009年度から基礎年金の国庫負担割合を2分の1へ引き上げ －基礎年金の全額税方式化に向けた検討の推進 －老後に向けた自助努力支援の観点から企業年金を拡充（確定拠出年金におけるマッチング拠出の導入、拠出限度額の引き上げなど） 	<p>平成21年度税制改正大綱において、基礎年金国庫負担2分の1への引上げのための財政措置等を踏まえつつ行う税制抜本改革の道筋を盛り込み。</p> <p>平成21年度予算重要政策において、「平成16年年金改正法に沿って基礎年金国庫負担割合の2分の1の実現を図る。」と記載。</p> <p>平成20年9月23日、自由民主党・公明党連立政権合意において、「平成16年の年金改革の道筋に沿って、平成21年度までに基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げる。」「引き続き年金制度のあり方を含め社会保障制度の一体見直しの検討を進める。」ことを合意。</p> <p>平成21年度税制改正大綱において、「確定拠出年金について、個人拠出（マッチング拠出）を導入するとともに、拠出限度額を引き上げる」と記載。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年12月24日、基礎年金国庫負担割合2分の1への引上げのための財源措置等を踏まえつつ行う税制抜本改革の道筋を定めた「中期プログラム」を閣議決定。 ・平成21年度から基礎年金の2分の1を国庫で負担するため、「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」を第171回通常国会に提出したところ。 ・また、法案の附則においては、基礎年金の最低保障機能強化等に関する検討規定が盛り込まれている。 <p>・企業型の確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入等を内容とする「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」を第171回通常国会に提出したところ。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・医療制度改革 <ul style="list-style-type: none"> －産科・小児科・救急医療の建て直し －医療効率化の推進（ICTの活用、標準化・包括化、後発医薬品の使用促進など） －患者の選択による保険診療と保険外診療の併用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度予算重点政策において、医師等人材確保対策の推進、レセプトオンライン化の推進、後発医薬品の使用促進を盛り込み。 ・「日本経済再生への戦略プログラム中間報告」（平成21年3月31日自由民主党政務調査会日本経済再生戦略会議）において、全2次医療圏を基本に、都道府県が新たに地域医療再生計画を策定し、全都道府県でフルスペックのモデル2次医療圏の整備を目指すなど、地域医療の再生のための具体的施策や最先端医療技術の革新のための具体的施策を記載。 	<p>○平成20年度診療報酬改定においては産科・小児科・救急医療に係る評価を充実したところ。また、平成21年度予算で、産科、救急などの現場で働く医師の手当への財政支援をはじめとする医師確保対策や救急医療対策、国際共同治験等に対応可能な臨床研究拠点医療機関の整備等を措置。</p> <p>さらに、「経済危機対策」を踏まえ、平成21年度補正予算案においては、医療機関相互の連携強化や医師の確保等の地域全体での医療再生への取組に対する財政支援や、革新的な医薬品や医療機器の開発支援等を盛り込み、各般の対策を実効性ある形で実現することとしている。</p> <p>○今年度補正予算案において、自らオンライン請求を行う医療機関や薬局に対する一定の設備投資の支援等を盛り込んでいる。</p> <p>包括化については、DPC対象病院の拡大（718病院（H20年度）→1,283病院（H21年度））を推進。</p> <p>後発医薬品の使用促進のため、都道府県使用促進協議会の拡充、品質情報等の検討・確認、「後発医薬品使用お願いカード」の配布等を実施。</p> <p>○保険診療と保険外診療との併用が認められる先進医療の推進（H20年度、14技術の追加）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・高齢者医療 <ul style="list-style-type: none"> －介護従事者不足の解消に向けた早急な対応 －高齢者医療・介護への公費投入割合の拡大 －前期高齢者を含めた包括的な制度設計を検討するなど高齢者医療制度の見直し 	<p>平成21年度予算重点政策において、福祉・介護人材確保対策の推進、安定的・効率的な介護保険制度の運営を盛り込み。</p> <p>与党高齢者医療制度に関するPTにおいて「高齢者医療制度の見直しに関する基本的考え方」（21年4月3日）を取りまとめ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年4月にプラス3.0%の介護報酬改定等を行うとともに、平成21年度補正予算案において、介護職員の処遇改善等の取組を行う事業者に対する助成や福祉・介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援等を盛り込んでいるところ。また、平成21年度予算において介護給付費負担金等を計上し、介護保険制度の安定的な運営を確保するとともに、福祉・介護人材確保緊急支援事業の創設など、福祉・介護サービス従事者の確保の推進に係る予算を確保。 ・高齢者医療制度については、政府においても、見直しの作業を進めており、今後、 <ol style="list-style-type: none"> ① 速やかに対応すべき課題については、補正予算等により、迅速に対処した上で、 ② 制度の見直しに係る課題については、関係団体のご意見も踏まえつつ、更に議論を進め、着実に見直しを進めていく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障制度の基盤整備 <ul style="list-style-type: none"> －社会保障番号、社会保障カードの導入による給付と負担の見える化 	<p>平成21年度予算重点政策において、社会保障カードの導入に向けた検討を盛り込み。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省に設置された「社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会」において検討が進められ、4月末に「社会保障カード（仮称）の基本的な計画に関する報告書」が取りまとめられた。また、平成21年度は、厚生労働省において社会保障カード（仮称）の実現に向けた環境整備（実証実験の実施等）を行うこととしている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化対策 <ul style="list-style-type: none"> －利用者ニーズを踏まえた多様で柔軟な保育サービス、放課後児童対策の推進 －税額控除制度の創設など中低所得者層の子育て世帯に配慮した経済的支援の枠組みの構築 －家族・地域の絆を深める国民運動の展開 	<p>平成21年度予算重点政策において、新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実、総合的な放課後児童対策の着実な推進を盛り込み。</p> <p>平成21年度税制改正大綱において、扶養控除のあり方を検討するとともに、少子化対策のための必要な財源の確保について、税制抜本改革の中で検討する旨記載。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」に基づき、働き方の改革による「仕事と生活の調和の実現」と、仕事と子育ての両立や全ての家庭における子育てを支えるサービスの抜本的拡充を車の両輪として推進。 ・保育所待機児童を早急に解消するため、「新待機児童ゼロ作戦」の集中重点期間（20～22年度）において、待機児童が多い地域を中心として、民間保育所整備の重点的な支援による受入児童数を拡大。平成20年10月に取りまとめた「生活対策」に基づき、20年度2次補正予算において「安心こども基金」を創設、22年度までに15万人分の受け入れ体制の整備を行う。 ・次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて、社会保障審議会少子化特別部会において議論を進め、21年2月に「第1次報告」を取りまとめ。 ・「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』（平成20年12月閣議決定）」において、個人所得課税について、「給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する」とこととされた。

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
		<p>【参議院選挙公約2007】</p> <p>○004.学校・家庭・地域の連携 放課後などに子どもたちの居場所づくりを進める「放課後子どもプラン」の推進に取り組む。</p> <p>○005.幼児教育無償化の検討と教育費負担の軽減 「幼児教育重視の国家戦略」を展開し、幼稚園・保育所・認定こども園の教育機能を充実する。また、「幼児教育の無償化」を目指すとともに、奨学金事業の一層の充実に努め保護者負担の軽減を図る。</p> <p>○066.乳幼児加算の創設、ファミリー・サポート・センター等子育てを地域社会で支える体制づくり 「放課後子どもプラン」の全小中学校区への普及</p> <p>【平成21年度予算重点政策】</p> <p>4.「未来を切り拓く教育の振興」、「文化芸術・スポーツの振興」と「成長力の強化－研究開発力強化法、革新的技術想像戦略等に基づく科学技術の振興－」の実現</p> <p>(1)初等中等教育の充実</p> <p>②豊かな心と健やかな体の育成 豊かな人間性や社会性を子どもたちに育み、持続可能な社会の担い手づくりを進めるため、(ア)体験活動・読書活動等の推進、(イ)いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等に対する取組の推進、(ウ)情報モラル教育の推進、(エ)環境教育の推進、(オ)幼児教育の推進、(カ)キャリア教育・職業教育の推進に総合的に取り組む。</p> <p>5. 活力ある社会を持続するための施策の展開</p> <p>(4)人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進</p> <p>①地域の子育て支援の推進</p> <p>○放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。</p> <p>【日本経済再生への戦略プログラム（最終報告） （平成21年4月15日）】</p> <p>5. 戦略プログラムを牽引する「主要10施策と達成目標」</p> <p>(3)健康長寿と子育てを支える質の高い生活コミュニティの形成（本年度補正予算額2.0兆円）</p> <p>⑩安心子供・子育て対策（本年度補正予算額3700億円）</p> <p>○安心こども基金の拡充や地方負担軽減による保育サービスの充実</p> <p>○高校・大学の授業料減免・奨学金の拡充をはじめ幼児教育から高等教育までの教育費負担の軽減等</p>	<p>【放課後児童対策の推進】</p> <p>○文部科学省と厚生労働省で連携し、「放課後子どもプラン」を実施。うち、文部科学省の「放課後子ども教室」については、平成20年度は全国約7,900箇所を実施。平成21年度は全国約8,700箇所を実施予定。</p> <p>【子育て世帯に配慮した経済的支援】 （教育費負担への支援）</p> <p>○独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業については、平成21年度予算において無利子・有利子合わせた事業全体で、対前年度比6万人増の115万人の学生等に奨学金を貸与するための予算を計上。（事業費：対前年度比462億円増の9,475億円）</p> <p>○国立大学において、全ての国立大学が授業料等の減免制度を設けており、運営費交付金の算定に当たって授業料等免除について考慮。（平成19年度授業料免除実施額：269億円）</p> <p>○私立大学において、経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免措置等を行う場合に、その2分の1以内を補助する「授業料減免事業等学生支援経費」を措置。（平成21年度予算：25億円）</p> <p>○私立高等学校等において、都道府県が家計急変や生活保護を要件として、国が都道府県補助額の2分の1以内を補助する「授業料減免事業等支援特別経費」を措置。（平成21年度予算：7億円）</p> <p>○平成21年度補正予算案において、教育費負担への支援として以下の事業に必要な予算を計上。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生の授業料減免等に対する緊急支援（平成21年度補正予算案486億円） ・私立学校に対する無利子融資の創設（私学事業団に対する出資）（平成21年度補正予算案110億円） ・家計急変学生に対する緊急採用奨学金の貸与人員を倍増（約8,000人）（平成21年度補正予算案15億円） ・奨学金の返還困難者に対する返還猶予が10万人まで増えても対応可能（平成21年度補正予算案10億円） <p>（市町村による就学援助（準要保護分）及び幼稚園の就園奨励に対する支援については、総額1兆円の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」の中で措置）</p> <p>（幼児教育等の推進について）</p> <p>○文教合同幼児教育小委員会においては、平成17年8月に「国家戦略としての幼児教育政策」、平成18年6月に「国家戦略としての幼児教育の充実強化と幼児教育の無償化について」、平成20年6月に「国家戦略としての幼児教育の無償化について」を提言。現在も引き続き検討を行っている。</p> <p>○教育基本法、学校教育法の改正や近年の子どもの育ちや社会の変化を踏まえ、平成20年3月に幼稚園教育要領を改訂し、その周知・理解推進のため、各都道府県において、幼稚園の振興・充実を図る幼稚園理解推進事業を実施。（平成21年度予算3,562万円）</p> <p>（認定こども園について）</p> <p>○平成18年度通常国会において「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が可決・成立し、同年10月から地域の多様なニーズに対応する「認定こども園制度」を開始。</p> <p>○認定こども園の推進については、平成20年7月末に総理指示で取りまとめられた「5つの安心プラン」や「骨太の方針2008」において、「こども交付金」の導入などが提言された。これらの提言を受け、平成20年度補正予算において、「安心こども基金」を各都道府県に造成し、幼稚園・保育所の枠組を超えた総合的な支援を行うことにより、認定こども園の緊急整備を行っている。</p> <p>○認定こども園への財政措置として、以下の通り必要な予算を計上。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度第1次補正予算：約21億円（文部科学省・厚生労働省合計） ・平成20年度第2次補正予算：「安心こども基金」1,000億円の内数（文部科学省・厚生労働省合計） ・平成21年度補正予算案：「安心こども基金」1,500億円の内数（文部科学省・厚生労働省合計）

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
3. 民間活力の発揮を促す規制改革・民間開放、電子行政の実現と経済法制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・規制改革・民間開放の推進 －規制改革会議の活動支援 －集中受付月間における要望の実現割合の大幅向上 －市場化テストを通じた官業の民間開放の実現 	<p>【政権公約2005】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官製市場や国民生活、産業活動に対する国の関与について徹底した規制改革を進める。 ・規制の新設については、その影響分析に基づき厳格な審査を行う。規制の見直し基準を策定する。 ○ 公共サービス効率化制度（市場化テスト） 公共サービスの質の維持向上・経費の削減等に資するよう、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）を17年度中に国会に提出するため、準備に着手する。 ○ 官業の民間開放の推進 国、独立行政法人、行政代行人などが行う官業について、民間開放を強力に推し進める。 <p>【参議院選挙公約2007】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○官製市場や国民生活、産業活動に対する各種の規制については、各般の要望に基づき改革を進める。また、法律による規制の新設審査については、厳格な審査を行う。 ○「公共サービス改革法」に基づき、公共サービスの担い手を官と民で競争入札する「市場化テスト」の対象事業を拡大し、公共サービスの質の向上と経費削減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな産業や技術を生み出し、新規の需要と雇用の創出に資するよう、政府の「規制改革会議」の提言や「全国規模の規制改革要望」への対応方針を踏まえ、21年3月に「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」を策定。 ・また、本計画に沿って、積極的に規制改革に取り組むことを同年4月に政府・与党で決定した「経済危機対策」に盛り込んだ。 ・規制の新設審査については、規制の必要性の観点から、厳格に実施中。 ・官民競争入札等により、民間事業者の創意工夫を活用することにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目的とする「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が164国会(18年)で成立。 同法に基づく「公共サービス改革基本方針」において、82事業について官民競争入札等の導入を決定。平成21年3月末現在で、既に入札を実施した44事業について約100億円の経費を縮減。 ・規制改革会議が20年12月に取りまとめた「規制改革推進のための第3次答申」において、独立行政法人等の業務の廃止・縮小、民間開放に関し、10数項目の改革について提言が行われた。これを踏まえ、21年3月には「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」を策定し、官業の民間開放の部分についても政府の取組として閣議決定。 ・また、「全国規模の規制改革要望（もみじ要望）」に寄せられた中から政府が調整して実行することとした事項以外に、党の規制改革委員会での議論によって4項目を同計画に追加した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員制度改革 －人事管理の一元化など国家公務員制度改革基本法に基づく改革の推進 	<p>【政権公約2005】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公務員制度改革 能力、実績主義の人事、再就職の適正化等を推進するため、公務員制度改革関連法案の早期国会提出を期する。 ○総人件費削減 ・民間賃金の動向や地域による賃金格差の状況を踏まえ、国家公務員の給与・退職手当体系の見直しを行う。 また、定員についても思い切った純減を実現し、総人件費を大幅に削減する。 ・特殊法人、独立行政法人、公益法人その他の公的部門の人件費については、原則として、国家公務員の総人件費に準じて厳しく削減する。 <p>【参議院選挙公約2007】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公務員の人事評価に「能力・実績主義」を導入するほか、「官民人材交流センター」を設置する。 さらに、採用から退職までの公務員の人事制度全般について検討し、「国家公務員制度改革基本法（仮称）」を次期通常国会に提出する。 また、公務員の労働基本権その他の公務員に係る制度のあり方について、幅広く検討する。 ○国の行政機関の定員については、平成22年度までに約19,000人（5.7%）を純減するとの目標を確実に実現する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公務員制度改革 ・能力・実績主義による人事管理の徹底、退職管理の適正化等を内容とする「国家公務員法等の一部を改正する法律」が166国会(19年)において成立。各府省による再就職のあっせん（注）の禁止等の規制を導入するとともに、中立・公正な仕組みによる官民人材交流センターに一元化。 （注）各府省による再就職のあっせんについては、法律上、法施行後3年以内の移行期間中、「再就職等監視委員会」の承認を得た場合に限り認められていたが、終了時期を大幅に前倒しし、21年12月31日をもって全面禁止。また、移行期間中も、いわゆる「わたり」のあっせんは認めない。 ・改革の目的・理念・方策・日程を定めた「国家公務員制度改革基本法」が169国会(20年)において成立。 基本法に掲げるそれぞれの改革事項について、いつまでに実現するのかということを示した「公務員制度改革に係る「工程表」について」を21年2月国家公務員制度改革推進本部決定。 ・工程表に基づき、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、人事の一元管理に関する規定の創設並びに内閣官房の所掌事務および内閣人事局の設置に関する規定の整備等を行う「国家公務員法等の一部を改正する法律案」を第171国会(21年)に提出済。 ・労働基本権については、国家公務員制度改革基本法において、「政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする」とされている。 ・また、工程表において、「国民に開かれた自律的労使関係制度の措置へ向け、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大等に関する具体的制度設計について、平成21年中に国家公務員制度改革推進本部労使関係制度検討委員会の結論を得る。その上で、平成22年中に所要の法律案を国会に提出し、準備期間を経て平成24年までに施行する。」ことを決定。

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
			<p>○総人件費削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18年度から、(1)地域の民間賃金をより適切に反映させるための地域間給与配分の見直し、(2)年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた俸給構造への転換、(3)勤務実績の給与への反映の推進等の給与構造改革を実施。 ・18年に官民給与比較方法の見直し（比較対象企業規模100人以上→50人以上等）。 ・さらに、給与構造改革を引き続き推進することを内容とする「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」が165国会(18年)で成立。 ・本年(21年)春闘における民間のボーナスの支給妥結結果を踏まえ、公務員の夏のボーナスに反映できるように人事院に異例の調査を要請したほか、能力実績主義の徹底を図るため、指定職のボーナスにも勤勉手当の創設を検討することとした。 <p>国家公務員の純減については、党では17年10月に「10年20%純減」を決めており、その前段として18年6月に、22年度までの5年間に5.7%（約19,000人）の純減を果たす「国の行政機関の定員の純減について」を閣議決定し、18年度から21年度（当初予算ベース）までに10,278人の純減を確保（社会保険庁の廃止、日本年金機構への移行に伴う12,280人の純減を除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職手当については、長期勤続者に過度に有利となっている制度を是正し、在職期間中の貢献度を的確に反映した人材流動化等にも対応できる制度となるよう構造面の見直しを内容とする「国家公務員退職手当法の一部を改正する法律」が163国会(17年)で成立。 ・以上によって、18年度からの累積で約2,400億円歳出削減ができた。 ・特殊法人、独立行政法人、公益法人その他の公的部門の人件費については、原則として、国家公務員の総人件費に準じて厳しく削減する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革 －行政全体の組織・事務・事業の廃止・縮減、支出の総点検、統合、民営化の推進 －消費者行政の一元化による事業者・消費者双方の利益増進 		<p>○政治や行政に対する国民の信頼を取り戻すため、各省庁の無駄遣いを一掃すべく、あらゆる角度から総点検を実施し、徹底した無駄の削減を行い、21年度予算に反映。</p> <p>○政策の棚卸し等の無駄の削減により、「重要課題推進枠(3,300億円)」などの重要施策の財源を捻出。</p> <p>○なお、政府においても行政支出総点検会議や行政減量・効率化有識者会議等が同様の事項を指摘。※下記の反映額等には、重複がある。（計数精査中）</p> <ol style="list-style-type: none"> 行政経費の削減・効率化 <ul style="list-style-type: none"> 広報経費・委託調査費・タクシー代について20年度予算比3割以上の削減を達成：▲554億円（広報経費：▲32%、委託調査費：▲32%、タクシー代：▲31%） (1)公益法人向け支出等 <ul style="list-style-type: none"> 21年度公益法人向け支出の18年度支出実績比での削減額：▲3,931億円（▲41%） 支出先の法人形態変更等によるものを除くと▲3,654億円（▲39%） 公益法人の基金の見直しによる国庫返納の21年度歳入計上額：654億円 (2)独立行政法人向け財政支出等 <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人向け財政支出の削減額：▲1,372億円 独立行政法人の保有する資産のうち不要額の国庫納付による21年度歳入計上額：304億円 <p>(※ 現在国会提出中の独立行政法人改革法案の成立によって初めて可能になるもの。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 特別会計の見直し <ul style="list-style-type: none"> 21年度特別会計の見直しの対象とすべき事務・事業の歳出予算額：約▲1兆2,400億円 (うち、地方道路整備臨時交付金の廃止によるもの約▲6,800億円) 政策の棚卸し <ul style="list-style-type: none"> 3年以上継続している事業等の見直し額：一般会計：約▲5,500億円、特別会計：約▲3,300億円 <p>(注) このほか、予算執行調査結果の反映(▲324億円)、国会の議決・会計検査院の決算検査報告等の反映(▲697億円)、随意契約の見直し(▲184億円)等により予算を効率化。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
		<p>【政権公約2005】 ○政策金融機関の改革 本年秋に向けて議論を行い、政策金融のあるべき姿の実現に関する基本方針を取りまとめ、20年度に新体制に移行する。 ○独立行政法人の改革 独立行政法人について、3～5年ごとの「中期目標期間終了時の見直し」のもとで、廃止・統合や民営化を含め、組織・業務全般を極力整理縮小するとともに、原則として非公務員化する。特殊法人等から移行した独立行政法人については、事業の廃止・縮小・重点化などを通じて財政支出を削減する。 ○行政代行法人等の改革 行政代行法人等については、国の関与等の透明化・合理化及び財政支出の抑制等の観点から、厳格な見直しを行う。 ○特別会計・特定財源制度の見直し 非効率な特別会計や特定財源制度について、事業のあり方や経営形態の観点も踏まえ、聖域なく抜本的に見直すこととし、早期に「特別会計整理合理化計画」を策定する。</p> <p>【参議院選挙公約2007】 ○各独立行政法人の「中期目標期間終了時の見直し」を引き続き徹底的に行い、組織・業務全般について整理・縮小に努め、財政支出を削減するほか、公務員型独立行政法人の非公務員化を進める。さらに、各法人についてゼロベースの見直しを徹底的に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「株式会社日本政策金融公庫法」「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」「地方公営企業等金融機構法」「株式会社日本政策投資銀行法」「株式会社商工組合中央金庫法」が第166回国会(平成19年)で成立し、平成20年10月1日より新体制に移行。 ・101の全独立行政法人について、事務・事業等の徹底的な見直しを行い、「独立行政法人整理合理化計画」を策定(平成19年12月24日閣議決定)。 ・上記計画を踏まえ、独法の無駄・非効率を排し、より適正・透明な業務運営を確保するため、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」および関連法案を平成20年通常国会に提出済(継続審議)。 ・整理合理化計画に基づく法人の廃止・統合・民営化については、平成20年3月に「緑資源機構」の廃止、同年10月に「通関情報処理センター」の民営化、「国際協力機構」と「国際協力銀行」の海外経済協力部門の統合、平成21年3月に「メディア教育開発センター」の廃止を行った。 ・「自動車検査独立行政法人」の非公務員化については、「自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律」が平成19年通常国会で成立し、平成19年4月1日より非公務員化しており、「統計センター」の非公務員化については、「独立行政法人統計センター法の一部改正法案」を平成20年通常国会に提出済(継続審議)。 ・国立病院機構の役職員(50,050人:平成21年1月1日現在)について非公務員化の方向で、現場での点検を含めた所要の作業を進める。 ・なお、独立行政法人向け財政支出削減額については、対前年度で、20年度 ▲1,569億円、21年度 ▲1,372億円の削減となっている。 ・国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人については、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」を平成18年8月15日に閣議決定。同基準により、指定等基準の明確化や料金・積算根拠のインターネットによる公開等の見直しを平成20年3月31日、政府行政改革推進本部において決定。補助金等の交付により造成した基金については、平成18年12月の見直し(約1,700億円の国庫返納等を決定)に加えて、平成20年12月、平成23年度までに、15法人の22基金から総額約1,076億円を国庫に返納すること等を決定。 ・特別会計の見直しについては、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行政改革推進法)」等を踏まえ、「特別会計に関する法律」を制定(平成19年4月1日施行)。 ・「特別会計に関する法律」に基づき、平成18年度に31あった特別会計を平成23年度までに17に縮減する工程を進めているところであり、平成21年度当初においては、特別会計の数は21となる(船員保険特別会計が22年1月1日に廃止された後は20となる予定)。 ・特別会計の歳出総額から、特別会計間の重複計上額等のほか、国債償還費等、社会保障給付といった、特別会計改革とは別途議論すべきものを除外した、特別会計の見直しの対象とすべき事務・事業に係る歳出について、平成20年度当初予算額11.2兆円を、平成21年度予算においては、1.2兆円減の10.0兆円に縮減。 ・「特別会計に関する法律」に基づき、平成21年度予算においては、5特別会計の剰余金等約2.5兆円を一般会計へ繰り入れ、財政健全化に寄与することとしている。 ・また、平成20年度補正予算(第2号)及び平成21年度予算において、臨時的・特例的に、財政投融资特別会計から、それぞれ4.2兆円を一般会計に繰り入れる等の措置を実施したほか、大規模な21年度補正予算においても活用を予定。 ・「特別会計に関する法律」に基づき、資産及び負債の状況、その他の決算に関する財務情報を開示するために企業会計の慣行を参考として作成した書類として、平成19年度特別会計財務書類を作成し、国会に提出(平成21年1月20日)。 ・道路特定財源については、平成21年通常国会に「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案」等を提出し、道路特定財源制度を廃止し、一般財源化を実施。

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
		<p>【消費者行政の一元化による事業者・消費者双方の利益増進部分について】 (平成21年度予算重要政策) 第2章 重要政策(抄) (18) 消費者庁の創設と消費者行政の抜本的強化 最近の食品表示偽装、こんにやく入りゼリーによる窒息事故、加工食品へのメラミン混入問題、後を絶たない悪徳商法等、国民の暮らしを脅かす事案が連続しており、消費者行政の充実・強化は緊急に取り組むべき最重要課題である。 そのため、すべからず消費者の立場に立ち、その利益を守る消費者庁を一刻も早く立ち上げ、国民が泣き寝入りしなくて済む社会を実現する。また、消費者庁の創設は、これまでの産業振興を主目的とした行政からの転換を図るものである。 この消費者庁の創設により、①消費者がアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口が全国にできること、②情報を一元的に集約・分析し、消費者が必要とする情報を国民に発信すること、③消費者庁自らが、消費者に身近な問題を取り扱う法律を所管するとともに、必要な場合は、各省庁に対して司令塔として措置要求を行うことや、いわゆる「すき間事案」に対して必要な対応を行うなど、消費者庁が強い権限を持って消費者利益を守っていく。</p>	<p>【消費者行政の一元化による事業者・消費者双方の利益増進部分について】 消費者の利益を守る体制を整備することは、消費者に安全・安心を提供すると同時に、ルールの透明性や行政行為の予見可能性を高めることを通じ、事業者が安心して新しいサービスや商品を提供できることにもつながる。消費者庁の設置は、消費者、事業者双方に利益をもたらすものであり、日本経済に良い影響をもたらすもの。 このため、消費者庁を平成21年度から設置すること等を内容とする消費者庁関連3法案(*)を第170回国会に提出(平成20年9月29日)。衆議院において一部修正の上、現在、参議院の消費者問題に関する特別委員会において審議中。 (*) 消費者庁関連3法案 ①消費者庁設置法案 ②消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 ③消費者安全法案 平成20年度第2次補正予算において、都道府県に消費者行政活性化のための基金を造成し、市町村を含め消費生活センターの設置・拡充や相談員の養成、レベルアップに取り組む地方公共団体を支援(約150億円)。 平成21年度補正予算案において基金に上積み(110億円)するとともに、支援対象を“集中育成・強化期間”において増大する業務に係る人件費に拡充。 消費者庁を創設するほか、地方の消費生活センター及び国民生活センターを誰もがアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口と位置付け、共通の電話番号を設置し、全国ネットワークを構築予定。</p>
	<p>・電子行政の実現 一電子行政推進法案を2009年通常国会に提出 (業務の簡素化・標準化の義務化、全ての行政業務の電子的な処理の原則化等)</p>	<p>【政権公約2005】 ⑤ 情報通信技術の活用 ITの活用により抜本的な業務改革を行い、内部管理要員の3割以上の削減につなげる。 18年度までに登記や国税、社会保険など年間申請の多い手続きの見直しを実施したうえ、適切なインセンティブ措置を講じ、電子申請の実利用率の向上を図る。</p> <p>④電子自治体 電子自治体の先進成功事例を整理のうえ、地方公共団体に情報提供し、それぞれに適合したシステムの構築を促す。</p> <p>【参議院選挙公約2007】 中央政府が率先して人事、給与、会計などの間接部門の業務システムについて統合・一元化し、地方移転や業務自体の民間委託を進め、これにより、政府の業務・システムの抜本的な効率化と地域ICT(情報通信)産業の振興を図る。</p>	<p>これまで策定された業務・システムの「最適化計画」(86分野)において、業務処理過程の重複を排除することおよびシステムを共通化・一元化すること等により、業務を効率化・合理化。うち、内部管理業務については、共通的な業務・システムの導入に伴う業務の見直しを推進することにより、内部管理要員の3割以上の削減に引き続き取り組む。</p> <p>・オンラインで申請・申告する利用者の税制上の措置として、電子政府推進税制(電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税の特別控除、オンライン登記申請に係る登録免許税の税額控除)を創設(所得税法等の一部改正法が166国会で成立)。 さらに2年間(平成22年度末まで)当該税制を延長。(171国会で成立) ・事業主が反復継続して行う社会保険・労働保険の手続きについて、オンライン申請するためのシステム構築に要した費用等については、既存の税制(情報基盤強化税制、中小企業投資促進税制)にて対応できるものと整理。 ・19年4月より、オンラインによる登記事項証明書の交付請求手数料及び登記情報提供サービスの利用手数料の引き下げを実施。</p> <p>・「重点計画2008」(20年8月:IT戦略本部)に基づき、電子自治体の推進に関する施策を実施。 ・「IT新改革戦略政策パッケージ」(19年4月:IT戦略本部)において、「国、地方の枠を超えた包括的な電子行政サービスの展開を念頭に置き、様々な行政手続きをワンストップで簡便に行える電子行政サービス基盤の標準モデルを2010年度を目途に構築することを目指す」とした。これに基づき、2007年10月に官民合同の次世代電子行政サービス基盤検討プロジェクトチームを設置し、標準モデル構築に向けた検討を開始。2008年6月に同プロジェクトチームにおいて「次世代電子行政サービス(eワンストップサービス)の実現に向けたグランドデザイン」をとりまとめた。</p> <p>政府の人事、給与、会計など間接業務については、業務・システム最適化計画を策定し、業務の見直し及びシステムの統合・一元化を進めているところ。引き続き、これらの取組を着実に進めることにより、業務処理時間の削減など政府の業務・システムの効率化を図る。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・経済法制の整備</p> <p>－独立社外取締役の強制等の規制を追加しないなど会社法、金融商品取引法を柔軟な制度として維持</p> <p>－独占禁止法の抜本的改正を実現（公正取引委員会の審査手続の適正化、現行審判制度の廃止等）</p>	<p>○会社法制定に際し、委員会設置会社を除き、原則として社外取締役の設置を義務付けていない。</p> <p>○【参議院選挙公約2007】</p> <p>111、安心して投資できる金融・資本市場の整備</p> <p>横断的で隙間のない規制で投資者保護を実現し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させる。さらには、わが国市場の魅力向上させるため、市場制度・参加者の競争力を強化するなど、公正・公平な取引の拡大と「自由と規律」のバランスのとれた市場の構築に向けた改革を進める。</p>	<p>○経済産業省及び金融庁が、昨年来、社外取締役を独立取締役に改め、上場企業に対して、その設置を義務付けるべきではないかとの観点から検討中と承知しているが、「独立性」の要件の導入や社外（独立）取締役の設置強制については、慎重な検討が必要。</p> <p>○ 規制のすき間を埋め利用者保護と金融イノベーションの両立を可能とする、幅広い金融商品・取引に関する横断的な制度の整備等を内容とする「金融商品取引法」を19年9月に本格施行。また、20年12月には、わが国金融・資本市場の競争力強化のための施策を包括的に盛り込んだ政策パッケージとして「市場強化プラン」を策定。これを受け、「自由と規律」のバランスのとれた市場を構築する観点から、①ETFの多様化、②プロ向け市場の創設、③銀証間のファイアーウォール規制の見直し、④課徴金制度の見直しを主な内容とする「20年金融商品取引法改正」を順次施行。さらには、信頼と活力のある市場を構築するため、①格付会社規制の導入、②金融ADR制度の創設、③取引所の相互乗入れ等を内容とする「21年金融商品取引法改正案」及び「資金決済法案」を国会に提出。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
4. 産業の国際競争力強化に向けたイノベーションの推進	<p>・第3期科学技術基本計画の中間評価とそれを踏まえた政策的手当の実施</p> <p>－各国の科学技術政策に留意した中間評価を2009年度中に実施</p> <p>－中間評価を踏まえた政策手当を同年度中に実施</p> <p>－計画期間内で総額25兆円規模の政府研究開発投資を確保</p>	<p>【平成21年度予算重要政策】</p> <p>人口減少化にあり、かつ資源に乏しい我が国においても、科学技術の発展は経済成長の原動力であり、国際競争力強化の基礎である。平成21年度は5年計画の4年目となる第3期科学技術基本計画のフォローアップを進めつつ、第4期科学技術基本計画の策定に向けた検討を始め、科学技術による我が国の成長力強化を図るため、第3期基本計画の「政府研究開発投資の総額の規模、約25兆円」を目指し、科学技術予算の一層の拡充を図っていく。</p> <p>【参議院選挙公約2007】</p> <p>○103. 「科学技術創造立国」による国際競争力の強化</p> <p>イノベーション創出を通じてわが国の競争力をより一層強化するため、25兆円の政府研究開発投資を掲げた第3期科学技術基本計画や「イノベーション25」に基づき、科学技術への投資を充実する。</p>	<p>平成18年度からの5か年を対象とした第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）は、基本姿勢として、社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術、人材育成と競争的環境の重視を掲げ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手研究者や女性研究者の活躍促進など優れた人材の養成・確保 ・基礎研究の充実と産学官連携を通じたイノベーションの創出 ・国家基幹技術を始めとする戦略重点科学技術の推進 <p>などを積極的に推進している。</p> <p>現在、本計画に掲げられた科学技術の戦略重点化や科学技術システム改革等の達成状況や残された課題等を総合的に把握するため、これまでの3か年の取組について、国際動向を踏まえつつ、詳細なフォローアップを行っている。</p> <p>本フォローアップにより、計画後期における施策の効果的な推進を促すとともに、第4期基本計画の策定検討の基礎とする。</p> <p>総額25兆円規模の目標額に対し、平成21年度当初予算までの累計は約16兆円となっているが、成長の原動力である科学技術への投資が重要であり、政府研究開発投資の確保に努める。</p>
	<p>・国際競争上、重要な技術の研究開発の推進</p> <p>－規制改革、初期需要創出等の施策と組み合わせ、府省一体、産学官共同で推進</p> <p>－宇宙基本法・海洋基本法に基づき、宇宙・海洋分野の施策を総合的かつ計画的に実施</p>	<p>【参議院選挙公約2007】</p> <p>○108. 宇宙基本法の制定と宇宙産業の育成</p> <p>宇宙基本法（仮称）を制定し、宇宙開発戦略本部を設置することにより、宇宙開発に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。これにより、宇宙の利用・産業化を積極的に進め、国際競争力のある宇宙産業の育成に努める。</p> <p>【平成21年度予算重点政策】</p> <p>第2章 重要政策</p> <p>1. 省庁横断的分野における総合政策の推進</p> <p>（19）国家戦略としての宇宙開発利用の推進（新規）</p> <p>○平成20年5月に成立した「宇宙基本法」に基づき、平成21年度においては「宇宙基本法元年」として、安全保障、外交、産業振興等に係る施策を含めた「宇宙基本計画」を作成するとともに、宇宙開発利用に関する施策を戦略的かつ強力に推進するため、施策の充実・必要な予算の確保を図る。</p> <p>4. 「未来を切り拓く教育の振興」、「文化芸術・スポーツの振興」と「成長力の強化－研究開発力強化法、革新的技術創造戦略等に基づく科学技術の振興－」の実現</p> <p>（11）国家基幹技術など分野別研究開発の強化</p> <p>○（中略）宇宙・航空、南極観測・海洋地球科学技術、（中略）の各研究分野において厳選された戦略重点科学技術に重点投資する。特に国益の確保のために重要な国家基幹技術である「宇宙輸送システム」、「海洋地球観測探査システム」、（中略）について、長期的戦略の下、研究開発を推進するための集中投資を図る。</p>	<p>○平成20年5月に宇宙基本法（議員立法）が成立し、同年8月の同法の施行に伴い、宇宙開発戦略本部が設置され、現在、同本部を中心として、政府が一体となって、宇宙開発利用に関する施策を推進。また、本年5月を目途に、我が国全体の宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、同本部が宇宙基本計画を作成予定（現在、同計画（案）のパブリックコメントを実施中）。</p>
			<p>○海洋分野の施策を総合的かつ計画的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年2月に導入した資源エネルギー庁所有の三次元物理探査船を活用し、国内石油・天然ガス資源の十分な基礎データが取得されていない我が国近海の調査を実施。一方、メタンハイドレートについては、これまでの成果と今後の方針について、外部有識者による評価を実施。その結果を踏まえ、平成21年度より海洋での産出試験の準備に着手予定。また、海底熱水鉱床については、平成20年度より、海底における採鉱技術や環境影響予測手法の検討、海洋環境基礎調査等を実施。 ・平成21年3月24日、海洋基本計画(20年3月閣議決定)に基づき、石油・天然ガスの採鉱開発を促進するための三次元物理探査等の実施、メタンハイドレート及び海底熱水鉱床の実用化に向けた探査・技術開発に係る道筋(ロードマップ)等を示した「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を策定。

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・研究開発システムの抜本改革の推進</p> <p>－研究開発力強化法に基づき、公的研究機関の機能・役割の見直し</p> <p>－世界トップレベルの研究・教育拠点の形成</p>	<p>【力強い日本の復活に向けて（国際競争力調査会報告）】</p> <p>・研究開発システムの改革</p> <p>「知」の大競争時代に勝ち残るため、研究開発力強化法を活用し、我が国の研究開発システムを強化するとともに、3年以内に更なる必要な措置を行うべきである。</p> <p>・研究開発型独立行政法人の研究費の確保</p> <p>研究開発力強化法を活用し、研究開発型独立行政法人の人件費の確保を図ると共に、必要な研究費を確保すべきである。</p> <p>・公的研究機関、大学、民間も含めた我が国全体の研究開発力の強化</p> <p>研究開発力強化法の制定を契機として、国の委託や補助で整備した研究開発設備を広く民間事業者が活用しやすくすると共に、事業化に有効に活用できるよう措置すべきである。</p>	<p>総合科学技術会議有識者議員会合等の場で、研究開発システムの強化に向けた課題抽出等について検討を行っているところ。今後、第3期科学技術基本計画のフォローアップや第4期科学技術基本計画の策定に向けた検討の中で、公的研究機関の在り方を含め、研究開発システムの在り方に関する検討を行うこととしている。</p>
			<p>・大学の先端的な技術シーズを実用化するための産学共同研究に対する支援（マッチングファンド形式）を実施また、これらを通じて大学発ベンチャーの創出を促進（大学発ベンチャー数1809社（平成21年3月時点））</p> <p>・大学等の研究成果を産業界へ積極的に情報発信するためにイノベーションジャパンを実施。</p> <p>・大学等における知的財産の創出・保護・活用等を戦略的に実施するため、大学等技術移転促進法に基づきTL0を承認するとともにTL0等の行う産学連携活動を支援。（承認TL0数46機関（平成21年4月時点））</p> <p>・大学と産業界との認識のミスマッチの解消や制度的・業種別課題の解決に取り組む「産学人材育成パートナーシップ」を推進。平成20年7月に「中間取りまとめ」を公表するとともに、産学連携による人材育成モデルプログラムの開発・実証等を実施。平成20年度は21件を採択し、業種毎の人材育成課題の解決に向けた取り組み等が行われている。</p> <p>・世界最先端の研究、研究人材及び企業が集積しつつある地域において、高度な応用研究開発、製品試験等が可能な施設整備への支援を実施（平成20年度3件）</p>
		<p>【参議院選挙公約2007】</p> <p>○006.国際競争力に富む個性豊かな高等教育の展開</p> <p>国公立大学の競争的な環境を整備し、世界的に魅力ある大学院教育や海外有力大学との連携など各大学の改革を支援する。産学や大学間の連携を推進し、大学・高等専門学校を「地域の知の拠点」とする。</p> <p>【平成21年度予算重点政策】</p> <p>第2章 重要政策</p> <p>4.「未来を切り拓く教育の振興」、「文化芸術・スポーツの振興」と「成長力の強化－研究開発力強化法、革新的技術創造戦略等に基づく科学技術の振興－」の実現</p> <p>(3)大学教育の充実と教育の質保証</p> <p>①大学教育の充実と大学の機能別分化</p> <p>○大学の機能分化や質保証など大学教育改革を推進し、社会からの信頼に応え、国際的通用性を備えた学士課程教育等の構築を目指す。そのため、各大学における教育の質保証のための取組や大学間連携の取組など、国公立大学を通じ大学教育改善の自主的な優れた教育取組を支援する。また、大学院教育を抜本的に強化し、我が国の国際競争力を向上させるため、大学院が設定した目標の達成に向けた優れた組織的・体系的な教育の取組を支援するとともに、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を支援する。</p>	<p>【世界トップレベルの研究・教育拠点の形成】</p> <p>・国内外の大学・機関との連携と若手研究者の育成機能の強化を含め、国際的に卓越した教育研究拠点形成を重点的に支援。</p> <p>（平成20年度「グローバルCOEプログラム」採択件数：68件）</p> <p>・「留学生30万人計画」では、国・地域・分野などにも留意しつつ、優秀な留学生を戦略的に獲得していくことに重点を置いて、留学希望者への海外ワンストップサービスの展開など留学の動機づけから就職支援などの出口まで、体系的に施策を推進。特に、大学における英語による授業等の実施体制の構築や留学生受入に関する体制整備など、我が国を代表する国際化拠点の形成を支援する「国際化拠点整備事業（グローバル30）」を平成21年度から実施。（平成21年度予算額：41億円）</p> <p>○高いレベルの研究者を中核とした世界トップレベルの研究拠点形成を目指す構想に対して集中的な支援を行い、システム改革の導入等の自主的な取組を促すことにより、世界から第一線の研究者が集まる、優れた研究環境と高い研究水準を誇る「目に見える拠点」を形成。（世界トップレベル研究拠点（WPI）プログラム採択拠点：5拠点）（平成21年度予算額：71億円）</p> <p>平成21年度補正予算において、世界トップレベル研究拠点形成の一層の強化・加速のため、各拠点の施設・設備について整備を行う。（平成21年度補正予算額：100億円）</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
		<p>さらに、国立大学法人等における教育研究活動を継続的・安定的に支えるとともに、社会のニーズに対応した様々な取組を支援するために必要な基盤的経費を確保し、教育研究の充実と活性化を図る。高等専門学校においても、引き続き自主的な改革及び経営努力を図る一方、教育活動を支える基盤的な経費を措置することにより、社会のニーズに応える様々な取組を支援し、その充実と活性化を図る。加えて、「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」を着実に実施することにより、活動拠点である国立大学等施設の重点的・計画的整備を図る。</p> <p>【171回国会における麻生内閣総理大臣の施政方針演説（平成21年1月28日）】(参考) ○基礎研究を充実させるとともに、科学研究費補助金など約九百億円を投じて、若手研究者などの多様な人材が活躍できる環境を整備します。また、英語による授業のみで学位が取得できるコースや、世界トップレベル研究拠点プログラムを推進し、大学の国際競争力を強化します。</p> <p>【日本経済再生への戦略プログラム(最終報告)(平成21年4月15日)】 5. 戦略プログラムを牽引する「主要10施策と達成目標」 (2)21世紀のインフラ整備・システム開発(本年度補正予算額2.3兆円) ④最先端の技術開発とその事業化(本年度補正予算額7900億円) ・最先端の科学技術立国への基盤整備(人材・研究・施設整備等)と事業化への重点的支援 ・世界最先端の研究支援体制整備</p>	
	<p>一大学・大学院等における高度外国人材の受け入れ推進</p>	<p>【平成21年度予算重点政策】 第2章 重要政策 4. 「未来を切り拓く教育の振興」、「文化芸術・スポーツの振興」と「成長力の強化－研究開発力強化法、革新的技術創造戦略等に基づく科学技術の振興－」の実現 (3)大学教育の充実と教育の質保証 ②「留学生30万人計画」と大学の国際化 ○「留学生30万人計画」の実現に向け、海外における留学希望者へのワンストップサービスを構築するとともに、留学生の受け入れの拠点となる質の高い教育を提供する大学を選定し重点的に支援するなど、留学の入り口から卒業後の出口に至るまで体系的な施策を推進する。 また、同時に日本人学生の海外留学についても推進していく。</p> <p>【日本経済再生への戦略プログラム(最終報告)(平成21年4月15日)】 7. 戦略プログラム12分野別施策メニュー (11)人材力強化・研究開発の推進 世界最高水準の研究人材の確保 ○今後3年間、諸外国のトップクラスの研究拠点へ日本の優秀な若手研究員を派遣し、海外の優秀な研究員を招へい。</p>	<p>【大学・大学院等における高度外国人材の受け入れ推進】 ○「留学生30万人計画」では、国・地域・分野などにも留意しつつ、優秀な留学生を戦略的に獲得していくことに重点を置いて、留学希望者への海外ワンストップサービスの展開など留学の動機づけから就職支援などの出口まで、体系的に施策を推進。特に、大学における英語による授業等の実施体制の構築や留学生受入に関する体制整備など、我が国を代表する国際化拠点の形成を支援する「国際化拠点整備事業(グローバル30)」を平成21年度から実施。(平成21年度予算:41億円) ○平成21年度補正予算案において、「留学生30万人計画」のための環境整備促進に必要な予算を計上。 ・留学生宿舎の整備(平成21年度補正予算案:53億円) ・留学生相談員の配置(教育研究支援体制の整備の中で対応) ・私費外国人留学生緊急支援(平成21年度補正予算案:95億円) ○海外の優秀な研究者の我が国への招へい等を通じて、研究体制の充実と国際競争力のある人材育成を促進。((独)日本学術振興会等にて実施。)平成21年度補正予算において、外国で活躍する第一線級(トップレベルのシニア)の研究者及び外国人の優秀な若手研究者の我が国の先端拠点への招へいを行う。(平成21年度補正予算額:5億円) ○我が国の将来を担う優秀な若手研究者や大学院生等の海外における研鑽や研究の機会を拡大するとともに、我が国の大学をはじめとする研究機関と海外の研究機関との協力関係を維持・強化することにより、我が国の競争力強化の源となる人材を育成。((独)日本学術振興会等にて実施。)平成21年度補正予算において、5年間で1.5～3万人の若手研究者等の海外派遣支援を行う。(平成21年度補正予算額:300億円)</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>一産学官連携の促進</p>	<p>【参議院選挙公約2007】O006.国際競争力に富む個性豊かな高等教育の展開 国公立大学の競争的な環境を整備し、世界的に魅力ある大学院教育や海外有力大学との連携など各大学の改革を支援する。産学や大学間の連携を推進し、大学・高等専門学校を「地域の知の拠点」とする。</p> <p>【平成21年度予算重点政策】第2章 重要政策 4. 「未来を切り拓く教育の振興」、「文化芸術・スポーツの振興」と「成長力の強化－研究開発力強化法、革新的技術創造戦略等に基づく科学技術の振興－」の実現 (9) 科学技術関係人材の育成・確保のための投資の拡充 ② 大学における人材育成機能の強化と産学が協働した人材育成 ○ 大学院教育の抜本的強化や国際的に卓越した教育研究拠点の形成、人材養成面での産学連携の強化などにより、社会のニーズに対応した人材養成を行う。 (10) 多様な技術シーズを生み出す基礎研究の充実と国際競争力の強化 ③ 産学官連携などによるイノベーションを生み出すシステムの強化 大学等における成果の社会還元を図るため、産学官連携の戦略的な展開を図る。</p> <p>【日本経済再生への戦略プログラム(最終報告)(平成21年4月15日)】 7. 戦略プログラム12分野別施策メニュー (11) 人材力強化・研究開発の推進 産学連携拠点の整備 ○ 3年間で、各都道府県に産学官共同研究拠点等を整備し、産学官の協力を推進することにより、地域の科学技術水準を向上。</p>	<p>【産学官連携の促進】 ○ 平成21年度から、大学と企業のマッチングの段階から、企業との共同研究開発、大学発ベンチャー創出に至るまで、課題ごとに最適なファンディング計画を設定しながら、効果的・効率的に研究開発を進めることにより、大学等の研究成果の社会還元を推進する「研究成果最適展開支援事業(A-STEP)」を実施。 ○ 平成21年度から、起業意欲のある若手研究者が、大学の起業支援組織から支援を受けつつ、研究成果を実用化するための研究開発を行い、ベンチャー企業の創出や事業展開に必要な成果を得るとともに、若手研究者の起業家へのキャリアパス形成を促進する「若手研究者ベンチャー創出推進事業」を実施。 ○ 大学等の研究成果を基にした産学官連携による共同研究や大学発ベンチャー創出支援などの技術移転に係る研究開発を推進。 ○ 大学等の研究成果を産業界へ積極的に情報発信するため全国規模の見本市「イノベーション・ジャパン-大学見本市」(これまでに5回開催。産学マッチング実績約1300件。)や大学シーズの発表会「大学連携新技術説明会」(これまで98回開催。産学マッチング実績約630件。)を開催。 ○ 企業ニーズを大学へ発表し、企業ニーズ主導の産学連携を促進する手段として「産から学へのプレゼンテーション」を実施。 ○ 平成20年度から、(社)日本経済団体連合会の協力を得て、イノベーション創出の原動力である大学等において、研究開発初期段階からの戦略的な知的財産の創造・保護・活用をはじめとする知的財産戦略等の持続的な展開を推進し、我が国の産学官連携活動全体の質の向上を図るため産学官連携戦略展開事業を実施。(平成21年度予算額:30億円) ○ 大学等の海外特許出願支援など、優れた研究成果の技術移転活動を総合的に支援(平成20年度における独立行政法人科学技術振興機構の海外特許出願支援件数1,530件)。 ○ 大学等における知的財産の創出・保護・活用等を戦略的に実施するため戦略的に実施するため、大学等技術移転促進法に基づきTLOを承認するとともにTLOの行う産学連携活動を支援(承認TLO数47機関(平成21年5月時点))。</p> <p>○ 高度IT分野やものづくり分野等において、大学等での産学連携による実践型人材育成を推進するための取組を支援(選定件数:12件(平成20年度))。 (平成21年度予算額:5億円) ○ 人材育成に関して大学界と産業界の連携・協力を強化するため、産学双方向の対話と取組の場として平成20年度に創設した「産学人材育成パートナーシップ」を継続(経済産業省と連携して実施)。 ○ 優れた研究開発ポテンシャルを有する地域の大学等を核として、産学官の網の目のようなネットワークを構築し、イノベーションを連鎖的に創出するクラスター形成を推進(知的クラスター創成事業(第Ⅱ期)において平成20年度に3地域を採択、都市エリア産学官連携促進事業において平成20年度に一般型4地域、発展型7地域をそれぞれ採択)。(平成21年度予算額 知的クラスター創成事業(第Ⅱ期):90億円、都市エリア産学官連携促進事業:46億円) ○ また、平成21年度補正予算において科学技術による地域経済活性化に向け、各都道府県に地域産学官共同研究拠点を整備し、地域の特色を生かした産学官共同研究を推進するとともに、これまでの研究成果の地域企業や社会への展開等を加速。(平成21年度補正予算額:695億円)</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>ベンチャー企業育成策の戦略的な実施</p>	<p>【日本経済再生への戦略プログラム（最終報告）（平成21年4月15日）】</p> <p>5. 戦略プログラムを牽引する「主要10施策と達成目標」</p> <p>(2) 21世紀のインフラ整備・システム開発（本年度補正予算額2.3兆円）</p> <p>④最先端の技術開発とその事業化（本年度補正予算額7900億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代産業と地域を支える中小企業・ベンチャー企業の支援 	<p>【ベンチャー企業育成策の戦略的な実施】</p> <p>○研究開発型ベンチャー企業を活用し、大学等の研究成果の実用化を目指す研究開発を推進</p>
	<p>・知的財産政策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ー世界特許の構築に向けた制度・運用の国際調和・相互承認の推進 ー模倣品・海賊版対策の強化 ーわが国の先進的技術の国際標準化に向けた国際標準総合戦略の推進 	<p>【平成21年度予算重点政策】</p> <p>世界最先端の知財制度の整備、海外における模倣品・海賊版対策等</p> <p>出願人の多様なニーズに応じた迅速かつ的確な特許審査、国際的な制度調和や審査ワークシェアリングを推進するとともに、「模倣品・海賊版拡散防止条（ACTA）」の早期妥結、中国等における対策強化に取り組み、世界的な模倣品・海賊版問題に対処する。また、サービス、電子商取引関連統計の充実を図る。</p>	<p>○世界特許の構築に向けた取組等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一つの発明が効率的に世界中で特許保護される「仮想的な世界特許庁」の実現を目指し、各国政府との交渉やWIPO（世界知的所有機関）等での議論を通じて特許制度について、①「特許審査ハイウェイ」ネットワークの拡大に向けた取組の推進（2009年4月現在、米国、韓国との間で本格実施中、英国、独国、デンマーク、フィンランド、ロシアとの間で試行実施中）②サーチ・審査結果の早期発信・共有、③国際的な制度調和の議論の推進（2008年6月のWIPO特許法常設委員会（SCP）、2008年7月のG8サミット、2008年9月の先進国会合（B+会合）等で議論）、④途上国に対する審査協力の推進及び審査体制構築の支援等を実施中。 ・実体特許法条約（SPLT）について、その早期実現に向けた協議を関係国と実施中。また、特許協力条約（PCT）の改訂の議論にも積極的に参画。 ・審査協力のインフラ整備に向け、米・欧・中・韓などとの協議の場でIT化を推進。 <p>○模倣品・海賊版対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁・産業界と連携し、中国をはじめとした侵害発生国に対して官民合同ミッションの派遣等を通じた取締り強化の要請を行うとともに、相談・情報提供・消費者向け広報事業などを積極的に推進することにより、知的財産保護の強化【17.5億円】を行う。 ・我が国が提唱している「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）」について、知的財産保護に関心の高い国（一部途上国を含む）を加えての非公式会合を経て、昨年6月より交渉を開始した。以降4回にわたり会合を開催し、条文案に基づいた個別具体的な議論を進めている。本構想の早期実現に向けて、日本が主導して各国の対立する利害関係を積極的に調整する等、今後も引き続き議論をリードし、交渉を加速化する。 <p>○国際標準総合戦略の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際標準化の推進のため、国際標準人材の育成、欧州並みの幹事国引受数の実現等に向けた取組の強化（幹事国引受数は、平成20年に68から74へ増加）、アジア各国との連携による共通基盤の整備などを引き続き実施。
	<p>・コンテンツ産業の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ー10年後に市場規模を約5兆円拡大（13.6兆円⇒18.6兆円） 		<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の映画・アニメ・マンガ・キャラクター・TV番組等のコンテンツを総合的に発信する「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」を開催。 ・アジア展開促進のため、「アジア・コンテンツ・イニシアティブ」を策定し、アジアのコンテンツ業界の官民トップクラスを集めた「アジア・コンテンツ・ビジネス・サミット」開催のための準備会合を実施。

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
5. 持続可能で活力ある経済社会の実現に向けた資源・エネルギー政策と地球環境対策の推進	<p>・エネルギー安全保障の強化</p> <p>－戦略的な資源・エネルギー関連施策・外交を展開</p> <p>－原子燃料サイクルを含む原子力政策を推進 (安全性確保と地元理解を前提にした停止中の原子力発電所の復旧含む)</p> <p>－省エネルギーのさらなる推進と新エネルギーの開発・普及</p> <p>－他の消費国と連携して、産油国に安定供給を働きかけ</p>	<p>【平成21年度予算重点政策】</p> <p>○家庭・企業・公共施設等への太陽光発電の導入や大規模太陽光発電の全国展開をはじめとして、太陽光や燃料電池等の新エネルギー等の導入拡大や次世代自動車等の普及の加速的推進のための支援策等を抜本的に強化する。</p> <p>○低炭素化を実現する上で不可欠な省エネを深掘りするため、改正省エネ法の着実な実施に加え、先進的省エネ設備・機器等の技術開発導入支援、セクター別ベンチマーク導入、省エネ意識を更に喚起するための情報提供、ネットワークIT等の革新的技術開発による「グリーンIT」の加速化等を推進する。</p>	<p>○太陽光発電等再生可能エネルギー活用推進事業(21年度予算額：10億円)や、地球温暖化対策技術開発事業(21年度予算額：38億円)など、太陽光や太陽熱、風力、バイオマス、小水力等を活用した再生可能エネルギーの普及拡大および省エネルギーの徹底のために必要な予算を措置した。</p> <p>○戦略的な資源・エネルギー関連施策・外交を展開</p> <p>・我が国のエネルギー供給は、石油代替エネルギー政策の結果、大幅に石油依存度を低下させてきたものの、依然として、化石燃料に8割以上大きく依存する構造にある。こうした中、従来の石油代替エネルギー政策を見直し、エネルギー供給構造の高度化、すなわち、①技術開発の推進、②非化石エネルギーの導入拡大、③化石資源の高度・有効利用を目指し目的として、今通常国会に「エネルギー供給構造高度化法案」及び「代エネ法改正法案」を提出した。</p> <p>・また、昨今の資源価格の乱高下や、資源ナショナリズムの高まり、国際的な資源獲得競争の激化を踏まえ、我が国の経済活動や国民生活の根幹をなす石油・天然ガス、ウラン、レアメタル等の資源・エネルギーの我が国への一層の安定供給を図るための施策を戦略的に展開。具体的には、</p> <p>・首脳や閣僚が先頭に立って資源国との交流拡大に務めた。具体的には、日露首脳会談(麻生総理のサハリンⅡ LNGプラント開所式出席の機会や電話会談を含め、既に3回実施)や日ベネズエラ首脳会談(チャベス大統領の訪日時に実施)の実施、及びロンドンエネルギー会合や先般東京にて開催したアジア・エネルギー産消国閣僚会合の場における二階経済産業大臣と資源国閣僚との二国間会談の実施等があげられる。また、サウジアラビアとの間における『日サ産業協力フレームワーク』を通じた具体的事業やUAE首長国との間における具体的協力事業等、日本の高い技術力・産業競争力・日本文化の魅力等を活用した具体的事業の立ち上げを行い、資源国との間で、重層的で幅広い二国間関係を目指した取組を強化した。</p> <p>・レアメタル(希少金属)及び鉄鉱石等の安定供給上の課題の顕在化に対し、レアメタル探査事業を実施するとともに、鉄鉱石に対する探鉱開発支援を開始した。また、我が国企業による資源開発活動の活発化等に対応した支援を可能とする制度改善を行った。</p> <p>・新興資源国における周辺インフラ整備、技術協力、産業協力等、多様な要望に対し、海外資源確保を目指した戦略的な経済協力を実施するため、ODA等と連携した取り組み強化を図った。</p> <p>・ウランの中長期にわたる安定供給を目指し、民間企業の行うウランの探査に対する資金的補助に加え、JOGMECによるウランの自主探査事業を開始。我が国の民間企業に引き継ぐことを目的として、カナダ等のジュニア企業と共同で探査プロジェクトを行った。</p> <p>・途上国における省エネ制度構築、及び新エネ導入の制度整備のため、専門家派遣、受入研修等を実施。さらに、省エネ・新エネ技術の普及については、我が国で実用化された技術をアジア等の途上国において実証し、ビジネスベースでの普及を図るモデル事業を展開するとともに(1993年度以降2008年度までで:44件)、我が国企業の省エネ等ビジネスの国際展開促進を目的とした「世界省エネルギー等ビジネス推進協議会」を設立し、その活動を支援する。</p> <p>○原子燃料サイクルを含む原子力政策を推進(安全性確保と地元理解を前提にした停止中の原子力発電所の復旧含む)</p> <p>・我が国原子力産業の国際展開支援(原子力発電導入予定国に対する人材育成等の支援等)、</p> <p>・核燃料供給保証構想及び国際原子力エネルギー・パートナーシップ(GNEP)構想に関する提案等国際機関、多国間枠組みによる協力、</p> <p>・カザフスタン等との戦略的資源外交の展開、</p> <p>・プルサーマル・再処理・高レベル放射性廃棄物の処分等を推進し、核燃料サイクルを確立、</p> <p>・バックエンドリスク対応及び原子力発電のメリットの可視化、</p> <p>・官民一体での次世代軽水炉開発及び原子力を支える人材育成支援の実施、</p> <p>・高速増殖炉サイクル早期実用化に向け「高速増殖炉サイクル実用化研究開発」の推進、</p> <p>・電源三法交付金制度や電源地域への企業誘致補助制度等による、電源立地地域の振興、立地地域におけるシンポジウムや説明会等を通じた住民との対話の強化などにより、立地地域との良好な関係の構築</p> <p>・国民との相互理解を深めるためきめ細かい広聴・広報活動の展開</p> <p>・平成19年の新潟県中越沖地震の影響によって、現在全号機が停止している柏崎刈羽原子力発電所については、耐震安全性について厳格に確認しているところ。地元に対する説明会については、平成20年1月以来、新潟県内各地で11回開催。最も作業の進んでいる7号機については本年2月に経済産業省として、起動につき、安全上問題がないことを確認。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
		<p>○省エネルギーのさらなる推進と新エネルギーの開発・普及 ・省エネルギー対策の推進については、現行の省エネ法を改正し(平成21年4月1日:一部施行)、これまでの工場単位から企業単位でのエネルギー管理を導入するとともに、住宅・建築物の省エネルギー対策を強化。また、税制措置等による業務・家庭部門の省エネルギー対策の更なる推進を実施している。 ・省エネルギー・新エネルギー技術の開発については、「Cool Earth エネルギー革新技术計画」に盛り込まれた「三種の電池(太陽電池・燃料電池・蓄電池)」をはじめとした革新的な技術開発等を着実に進めている。 ・新エネルギー対策として、導入拡大を図るための所用の予算・税制措置を講じた。さらに、太陽光発電については、余剰電力に係る新たな買取制度についての検討開始や9省庁協力の下「太陽光発電の導入拡大のためのアクションプラン」を策定し、取組の強化を図っている。 ○他の消費国と連携して、産油国に安定供給を働きかけ ・原油価格が高騰する中、原油市場の安定化のため、国際的な取組を積極的に推進。 具体的には4月のIEF会合、6月の青森G8エネルギー大臣会合、サウジ石油産消国閣僚会合、7月の洞爺湖サミットなどを通じて、我が国が率先して需給改善や市場の透明性向上の重要性を訴えるなどし、その結果として、産油国・消費国ともに意識の共有が深まり、原油高への対策の合意内容も前進。 ・H20年7月以降には価格は急落したものの、急騰・急落する価格の乱高下が産油国消費国双方にとって望ましくないとの認識の下、我が国は、様々な機会を通じ、原油価格安定化に向けた国際的な働きかけを実施。 ・具体的には、昨年12月のロンドン・主要産油国・消費国閣僚会合において、二階経済産業大臣より、過度な価格変動の抑制等を訴えるとともに、産油国閣僚との会談において価格つり上げを目的とした減産を牽制。また、本年3月18日、19日にウィーンにて開催されたOPECセミナーでは、谷合大臣政務官より、石油市場の安定化に向けたメッセージを産消国閣僚等に向けて発信。 ・更に先日4月26日に東京で開催されたアジア・エネルギー産消国閣僚会合では、石油市場の安定化に向けて、商品先物市場の監視の強化や透明性の向上に関し、規制当局に更なる協調した行動をとることを要請することで一致。また、①アジアの需給見通しの策定、②省エネ・新エネに関する先進プロジェクト事例の共有、③相互の研修機会の提供(我が国からは3年間で2000人の研修生受け入れを表明。)など、具体的なプロジェクトを今後進めることとした。</p> <p>【参議院選挙公約2007】 ○129. 暮らしの安全を支えるエネルギー・水・食料の戦略的確保 核燃料サイクルの早期確立や高レベル放射性廃棄物処分場の確保に向けた国民の理解獲得、次世代軽水炉の開発、高速増殖炉サイクルの実証・実用化に向けた研究開発等に取り組む。</p> <p>【平成21年度予算重点政策】 第2章 重要政策 1. 省庁横断的分野における総合政策の推進 (13) 原子力研究開発利用の推進 ○原子力政策大綱やエネルギー基本計画を踏まえて、原子力の研究開発及び平和利用を推進する。</p>	<p>○省エネルギーのさらなる推進と新エネルギーの開発・普及 ・省エネルギー対策の推進については、現行の省エネ法を改正し(平成21年4月1日:一部施行)、これまでの工場単位から企業単位でのエネルギー管理を導入するとともに、住宅・建築物の省エネルギー対策を強化。また、税制措置等による業務・家庭部門の省エネルギー対策の更なる推進を実施している。 ・省エネルギー・新エネルギー技術の開発については、「Cool Earth エネルギー革新技术計画」に盛り込まれた「三種の電池(太陽電池・燃料電池・蓄電池)」をはじめとした革新的な技術開発等を着実に進めている。 ・新エネルギー対策として、導入拡大を図るための所用の予算・税制措置を講じた。さらに、太陽光発電については、余剰電力に係る新たな買取制度についての検討開始や9省庁協力の下「太陽光発電の導入拡大のためのアクションプラン」を策定し、取組の強化を図っている。 ○他の消費国と連携して、産油国に安定供給を働きかけ ・原油価格が高騰する中、原油市場の安定化のため、国際的な取組を積極的に推進。 具体的には4月のIEF会合、6月の青森G8エネルギー大臣会合、サウジ石油産消国閣僚会合、7月の洞爺湖サミットなどを通じて、我が国が率先して需給改善や市場の透明性向上の重要性を訴えるなどし、その結果として、産油国・消費国ともに意識の共有が深まり、原油高への対策の合意内容も前進。 ・H20年7月以降には価格は急落したものの、急騰・急落する価格の乱高下が産油国消費国双方にとって望ましくないとの認識の下、我が国は、様々な機会を通じ、原油価格安定化に向けた国際的な働きかけを実施。 ・具体的には、昨年12月のロンドン・主要産油国・消費国閣僚会合において、二階経済産業大臣より、過度な価格変動の抑制等を訴えるとともに、産油国閣僚との会談において価格つり上げを目的とした減産を牽制。また、本年3月18日、19日にウィーンにて開催されたOPECセミナーでは、谷合大臣政務官より、石油市場の安定化に向けたメッセージを産消国閣僚等に向けて発信。 ・更に先日4月26日に東京で開催されたアジア・エネルギー産消国閣僚会合では、石油市場の安定化に向けて、商品先物市場の監視の強化や透明性の向上に関し、規制当局に更なる協調した行動をとることを要請することで一致。また、①アジアの需給見通しの策定、②省エネ・新エネに関する先進プロジェクト事例の共有、③相互の研修機会の提供(我が国からは3年間で2000人の研修生受け入れを表明。)など、具体的なプロジェクトを今後進めることとした。</p> <p>【原子燃料サイクルを含む原子力政策を推進】 ○国家基幹技術である高速増殖炉サイクル技術について、関係者(国・電気事業者・メーカー・研究開発機関)が一体となって早期実用化に向け、継続的に協議を行うとともに、実用化に向けた研究開発を推進。 ○将来のエネルギー源の一つとして有望な核融合エネルギーの実現に向けて、国際協力の下ITER計画を推進。国際的に合意されたスケジュールに基づき、我が国が分担する装置・機器の開発及び製造製作を着実に進めており、平成20年には世界に先駆けて超伝導コイルの製作に着手するなど、核融合研究開発事業を推進。 ○研究機関、大学、医療機関、民間企業等から発生する低レベル放射性廃棄物(研究施設等廃棄物)の処分について、平成20年6月に所要の法改正を行い、独立行政法人日本原子力研究開発機構を事業の実施主体として明確に位置付け。 ○その他、原子力分野の基礎的・基盤的研究開発、原子力人材の育成、国民の原子力への理解増進に関する取組等を推進。</p>
	<p>・民間活力を重視した低炭素社会の実現 —経団連環境自主行動計画の尊重 —環境・エネルギー関連の革新的技術開発の促進</p>	<p>【平成21年度予算重点政策】 ○2050年までに世界の温室効果ガス排出量半減という長期目標達成には、革新的技術開発が不可欠であるため、国際的な連携の下、「環境エネルギー技術革新計画」や「Cool Earth-エネルギー革新技术計画」実現に取り組む。 ○京都議定書第1約束期間の6%削減の約束を達成するため、確実に温室効果ガス排出をピークアウト(頭打ち)し、減少させる。そのため、再生可能エネルギー、次世代自動車の利用・普及拡大やCO2「見える化」及びエコ・アクション・ポイントによる低炭素型製品・サービスの普及等、あらゆる施策、対策を充実強化する。併せて、森林保全等の吸収源対策も強化する。また、60%~80%削減という将来目標に向けた革新技术や既存先進技術を活かした対策や適応策等中長期の対策をすすめる。</p>	<p>○政府としては、経団連自主行動計画の透明性・信頼性・目標達成の蓋然性が向上するよう、関係審議会等による定期的なフォローアップを行っている。</p> <p>○新たな地球温暖化対策技術の開発・実用化・導入普及を進めるため、地球温暖化対策技術開発事業(平成20年度予算額:3,710百万円)において、省エネ効果の高いLED照明の高効率・低コスト化開発や、パソコンの消費電力を可視化する技術の開発などを実施した。また、バイオエタノール混合ガソリンへの対応促進のための技術実証等の「バイオマス資源総合活用システム」、「安全な革新的水素貯蔵・輸送技術」等に係る技術開発を実施した。さらに、製品開発段階に移行した温暖化対策技術の市場投入を促進するための支援も併せて行った。 ○競争的研究資金を増額し、環境エネルギー技術革新計画を加速します。また、21年度補正予算等を活用し、各種先端的環境技術の研究及び普及モデルの策定を進める。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>一サマータイムの導入など国民運動の展開</p>	<p>【平成21年度予算重点政策】 ○このため、省エネ性能の高い住宅や機器、自動車等の普及、太陽光・バイオマス等再生可能エネルギーの導入、CO2排出の「見える化」、革新的技術開発、排出量取引の国内統合市場の試行的実施、森林の整備・保全等の森林吸収原対策、京都メカニズムの活用等の取組を加速する。これらとともに、環境負荷の小さいまちづくり、環境に配慮した事業活動や金融のグリーン化の推進、環境教育・国民運動の展開等、生活や社会の在り方の変革を促す取組を始める。</p> <p>【地球温暖化対策推進本部中間報告】 ○なお、サマータイムについては、労働強化への懸念、時計の針を動かすことへの煩雑さなど問題が指摘されており、サマータイムは、仕事と生活のバランスを向上させるよう運用することとし、また、十分な国民の理解が得られるよう、丁寧な広報、啓蒙等を行う。</p>	<p>○一人ひとりの日常生活での温暖化防止活動と呼びかける運動「チーム・マイナス6%」を多くの国民の参加を得て展開し、「COOL BIZ」「WARM BIZ」などを推進している（チーム員数約306万人、チーム企業・団体数約2万9千団体（平成21年4月24日現在））。今後も家庭や職場などで取り組むことの出来る具体的な温暖化防止の対策を提案していくとともに、国民各層に向けてライフスタイルの見直しを呼びかけ、「1人1日1kg」をモットーにCO2削減を推進していく。</p> <p>○サマータイム制度の導入の検討については、サマータイム制度導入に伴う温室効果ガスの増減の試算及びコスト計算の検討を実施し、関係する諸問題の検証を行った。</p> <p>○「エコ・アクション・ポイント」のモデル事業の推進については、平成20年度に、全国型では、家電や鉄道等の異業種事業者の連携によりポイントを発行するもの3件、地域型では、商店街等が参加して進めるものなど9件、システムの立ち上げを支援した。平成21年度も、引き続きモデル事業を実施するとともに、その成果を各地域に広めていく。</p> <p>○平成21年度1次補正予算案において、省エネ性能の高いグリーン家電（エアコン、冷蔵庫、テレビ）の購入等に対して「エコポイント」を付与し、そのポイントを環配慮型商品・サービス等の多様な商品に還元できるようにすることで、地球温暖化対策、景気対策、地デジ対応テレビへの切り替え加速化を実現するための予算を計上している。（平成21年度補正予算要求額：2,946億円（環境省・経済産業省・総務省の共同事業））</p> <p>○インターネットやモバイルサイトを通じた家庭における環境配慮行動への支援や地域における子ども達の自主的な環境学習・環境保全活動に対する支援などを行い、家庭の家庭、学校、地域、企業等における生涯にわたる質の高い環境教育・学習の機会の多様化を図る。</p>
	<p>一環境税や経済統制的なキャップ・アンド・トレード型の国内排出権取引制度等は不採用</p>	<p>【平成21年度予算重点政策】 ○環境と経済がともに向上・発展する社会づくりを進めるため、排出量取引制度や税制全般のグリーン化等、経済活動に環境配慮が織り込まれるような仕組みの導入に向けた試行や検討を進める。また、基盤となる政策研究及び環境技術の研究・開発力強化と普及を進める。さらに、環境配慮製品の信頼性確保や環境に配慮した金融の促進のための取組を進める。</p> <p>○京都議定書の6%削減約束と低炭素社会の実現に向け、特に力を入れるべき業務部門の取組を進めるためにも、国等の行政機関における率先実行を進める。</p> <p>【地球温暖化対策推進本部中間報告】 ○排出量取引については、多くの検討すべき課題を乗り越えつつ、将来国際的な市場が発足する場合には、我が国も参加することとする。</p> <p>現在、国際的な基準作りがICAP等で進められており、最終的にグローバルな市場となりうることを考えれば、我が国もその作業に積極的に参加し、我が国に不利とならない公平な制度とする必要がある。その際、APP等におけるセクター別アプローチの取組や現在の自主参加型排出量取引の拡大等により得られる経験を踏まえ、公平かつ合理的なルール等について積極的に発信し、国際標準づくりに反映していくこととする。</p> <p>このため、我が国の産業界、有識者等の意見を踏まえつつ、2010年から国内取引について準備的運用を開始する。</p> <p>【平成21年度税制改正大綱】 ○経済危機に対応する景気対策の目玉として、グリーン環境投資の拡大を通じて内需拡大に貢献し、経済社会、国民の生活行動の変化を招来するよう、環境先進国として、未来に向けて低炭素化を思い切って促進する観点から、税制のグリーン化を推し進める。</p> <p>なお、環境税については、税制抜本改革に関する議論の中で、税制全体のグリーン化を図る観点から、様々な政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。</p>	<p>○国内排出量取引制度については、平成17年度から自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）を実施し、経験・知見を蓄積してきたが、平成20年10月21日、地球温暖化対策推進本部（以下、「温対本部」という。）決定に基づき、JVETSも含めて「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」を開始し、全国8か所で説明会を開催するなど参加企業等の募集を行った。</p> <p>その結果、平成20年12月12日までの集中募集期間を経て、平成21年3月19日現在、523社（目標設定参加者449社、取引参加者61社、その他参加者13社）からの参加申請を受け付け、我が国の産業部門の排出量全体の7割をカバーするに至っている。</p> <p>また、申請された目標について、2008年度目標を中心に所管部局・運営事務局で審査・確認を行い、77主体の目標水準を確定した（このほか、環境省自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）の125社については、既にJVETSの仕組みで目標設定を終了）。</p> <p>さらに、上記温対本部決定に基づき、試行実施の開始に伴い生じる課題等について改善を行い、翌年度の仕組みに反映させるため、3月に中間レビューを実施。中間レビューの実施にあたり、3月2日～13日にかけて、アンケート調査を実施した。</p> <p>加えて、円滑な運営に当たり必要となる、各種ガイドライン（モニタリング・算定・報告ガイドライン、排出量の第三者検証機関による検証ガイドライン、検証機関が満たすべき要求事項）の策定、目標達成確認システムの構築、試行排出量取引スキームポータルサイトの開設等を行った。</p> <p>試行実施での経験を踏まえ、排出量取引を本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題などを明らかにするとともに、技術とモノ作りが中心の日本の産業に見合った制度のあり方を考え、国際的なルールづくりの場でのリーダーシップの発揮につなげることとする。</p> <p>○税制のグリーン化については、第171回通常国会において成立した所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第104条において、「低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。」とされた。</p> <p>税制の抜本改革の検討の際には、道路財源の一般財源化後の用途の問題にとどまらず、環境税の取扱いを含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直し、税制のグリーン化を進めることとしている。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績										
			<p>○低炭素社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定・報告・公表制度を企業単位・フランチャイズチェーン単位に見直すなど、業務、家庭等の各部門における対策を確実に進めることを目的とする「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法）を第169回国会で成立させた。 ・昨年3月に改定した京都議定書目標達成計画においては、個々の対策について政府が講じた施策の進捗状況等の点検を、年に2回、厳格に行うこととしている。昨年12月25日に開催した地球温暖化対策推進本部幹事会において進捗状況を点検したところ、大半の対策について実績のトレンドが概ね見込みどおりであった。また、実績のトレンドが見込みどおりでないものについても、自主行動計画においては、各団体に対して取組の強化を促しているところであり、その他の対策においては、対策・施策の追加・強化を行っているところである。 <p>○低炭素社会の実現に向けては、昨年6月に福田総理（当時）がスピーチし、その具体的施策を取りまとめた「低炭素社会づくり行動計画」を7月に閣議決定した。「低炭素社会づくり行動計画」は、4つの柱で構成されており、この行動計画に基づいた施策を、着実にすすめていく。</p> <p>○4月17日の経済財政諮問会議に報告された「未来開拓戦略」において、「低炭素革命」を3つの柱の1つと位置づけている。</p> <p>○平成21年度予算案及び20年度予算額において、政府全体で京都議定書目標達成計画関係として以下のとおり措置。</p> <p>【分類別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>21年度予算案</th> <th>20年度予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの</td> <td>5,385億円 5,250億円</td> </tr> <tr> <td>B. 温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの</td> <td>3,446億円 3,307億円</td> </tr> <tr> <td>C. その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの</td> <td>2,716億円 3,048億円</td> </tr> <tr> <td>D. 基盤的施策など</td> <td>651億円 556億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○平成20年度第1次補正予算においては、政府全体で「低炭素社会の実現と強い農林水産業創出」として、約1881億円の予算を措置。</p> <p>○平成21年度第1次補正予算においては、政府全体で「低炭素革命」として、約1.6兆円の予算を計上。</p> <p>○日本経団連環境自主行動計画については、京都議定書目標達成計画（平成20年3月全部改定）において「産業界における対策の中心的役割を果たしている」とされている。政府としては、関係審議会等による厳格な評価・検証を行い、計画の新規策定や目標の引き上げ等を促しており、京都議定書目標達成に向け、成果を上げている。</p> <p>○環境・エネルギー関連の革新的技術開発の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2050年までに世界全体の温室効果ガス半減」という長期目標の実現に不可欠なエネルギー革新技術開発に向けて、我が国として重点的に取り組むべき21技術を特定するとともに、各技術に関する技術ロードマップを策定し、2008年3月に「Cool Earth-エネルギー革新技術計画」としてとりまとめ。技術ロードマップの着実な実現に向けて、平成20年度予算で629億円、補正予算で98億円を手当し、革新技術開発を推進。 ・また、革新技術開発には国際連携が不可欠であることから、エネルギー研究開発投資の拡大、技術ロードマップの国際共有、国際連携強化の重要性を2008年7月のG8北海道洞爺湖サミット共同宣言に盛り込むとともに、国際エネルギー機関（IEA）を中心に進められている技術ロードマップの国際共有や、欧州委員会との間でのエネルギー技術開発に関する連携強化を推進。 <p>○サマータイムの導入など国民運動の展開としては、「1人1日1kg」の温室効果ガス削減をモットーとした地域ぐるみの環境配慮活動の促進による国民運動の展開を促進。</p> <p>○環境税については、「税制抜本改革に関する議論の中で、税制全体のグリーン化を図る観点から、様々な政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する」（平成21年度与党税制改正大綱）としている。</p>	21年度予算案	20年度予算額	A. 京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの	5,385億円 5,250億円	B. 温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの	3,446億円 3,307億円	C. その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの	2,716億円 3,048億円	D. 基盤的施策など	651億円 556億円
21年度予算案	20年度予算額												
A. 京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの	5,385億円 5,250億円												
B. 温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの	3,446億円 3,307億円												
C. その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの	2,716億円 3,048億円												
D. 基盤的施策など	651億円 556億円												

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
			<p>○排出量取引については、低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月29日閣議決定)において、平成20年10月から開始することとされた「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」を、地球温暖化対策推進本部の決定を経て、平成20年10月21日から参加者の募集を開始した。</p> <p>本試行実施については、全国各地・あらゆる業種に対し説明会を開催するなど企業等の参加を積極的に働きかけてきた結果、本年3月までに、</p> <p>① 電力等の自ら目標を設定する「目標設定参加者」として449社、 ② 商社等の専ら取引を行う「取引参加者」として61社、 ③ 国内クレジット制度排出削減事業者として13社、</p> <p>の合計523の企業等から参加申請があった。本スキームについては、電力、鉄鋼、化学等の主要排出業種における主要企業から参加申請がなされた上、これらの目標設定参加者の排出量の合計は産業部門全体の約7割に上り、多くの業種・企業から積極的な参加申請があった。</p> <p>試行的実施は、実際に削減努力や技術開発に繋がる実効性あるルール、マネーゲームが排除される健全な実需に基づいたマーケットの構築が重要との認識の下、多数の参加を得て、その結果をしっかりと評価していく。また、そこでの経験を活かしながら、本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題などを明らかにするとともに技術とものづくりが中心の日本の産業に見合った制度の在り方を検討する。</p> <p>○大企業等が資金・技術等を提供し、中小企業等の温室効果ガスの排出削減を支援する仕組みであり、京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日閣議決定)に規定された「国内クレジット制度」に関しては、試行排出量取引スキームと併せて排出削減事業の募集を開始した。</p> <p>本制度は、中小企業その他、農林業やサービス業など幅広い分野での排出削減を促進し、また、これまで流出していた資金の国内への回帰を促すもの。これまで、本制度の活用が期待される中小企業等を対象にした排出削減計画の無料作成支援や審査費用の支援等の措置を講じ、積極的にその活用を働きかけ、23件の排出削減事業等の発掘・申請の受付を行った。そのうち10件の排出削減事業については、国内クレジット認証委員会が、審査の上、承認した。</p> <p>今後は、中小企業等を対象にした無料省エネ診断を含む排出削減事業計画の無料作成支援や審査費用の支援(ソフト支援)、先進的な排出削減設備導入に対する補助(ハード支援)や日本公庫による融資などの予算的措置を活用し、更なる排出削減事業の申請受付の増大に向け、本制度の活用を推進する。</p>
		<p>【参議院選挙公約2007】</p> <p>○106. 科学技術による環境問題の克服と経済成長の両立 科学技術と原子力の研究開発を同時に進め、環境・エネルギー問題の克服を目指す。</p> <p>【平成21年度予算重点政策】 第2章 重要政策 1. 省庁横断的分野における総合政策の推進 (12) 「科学技術創造立国」の実現</p> <p>○「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年7月29日閣議決定)に基づき、「環境エネルギー技術革新計画」に示された技術ロードマップ等の実施に向け、今後5年間で300億ドル程度を投入し、我が国が誇る環境エネルギー技術によって世界をリードする。</p>	<p>【環境・エネルギー関連の革新的技術開発の促進】</p> <p>○我が国のエネルギー安定供給及び環境負荷低減に資する革新的技術として、高速増殖炉サイクル技術、革新的水素製造技術、及び太陽電池等のナノテクノロジー・材料技術に関する研究開発を推進するとともに、核融合技術に関する研究開発についても長期的観点から推進。</p> <p>○的確な地球温暖化対応策を講じるために必要な地球観測、気候変動予測及び影響評価を推進することにより、IPCC第5次評価報告書へのより一層の貢献を果たすと同時に、開発途上国を中心とした世界各国に情報提供を行う。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・ポスト京都の国際的枠組みの構築 —米中印を含む全主要排出国が参加する公平かつ実効的な国際的枠組みの構築</p>	<p>【平成21年度予算重点政策】 ○温暖化の次期枠組みについて国際合意を得るために、国際的なリーダーシップを発揮する。またG8環境大臣会合の成果である神戸イニシアティブやクールアース・パートナーシップ等、さらには環境と共生しつつ経済発展を図るアジアを目指すクリーンアジア・イニシアティブ等を具体化する。</p>	<p>○全ての主要経済国が責任ある形で参加する公平かつ実効的な2013年以降の国際的枠組みの構築を目指し、国際的なリーダーシップを発揮してきており、特に米・中・印等の主要経済国に対して、様々なレベルでの働きかけを従来より密に行ってきた。 ○米国に対しては、首脳レベルを含め、二国間会談や国際会議の場等を通じて、地球温暖化対策への取組強化や次期枠組みへの積極的な参加を促してきた。また、中国・インドに対しては、首脳会談を含めた各種会談・協議の場に加え、二国間・多国間共同文書の作成などを通じた働きかけを行ってきた。今後とも、これら主要経済国へ強く働きかけていく。 ○また、2013年以降の国際的枠組み構築との関係では、2007年の第13回気候変動枠組条約締約国会議において、我が国の提案に概ね沿った形で、米国を始めとする全ての国が参加する「新たな検討の場(特別作業部会)」が枠組条約の下に立ち上げられた。 ○2009年1月には麻生総理が世界経済フォーラム年次総会(「ダボス会議」)に出席し、2009年は具体的な行動を決める年であるとして、すべての主要排出国が責任あるパートナーとして参加するような2013年以降の枠組みの構築を呼びかけるとともに、6月までには我が国の中期目標を発表すると表明した。 ○2009年2月には、議長が作成するAWG-LCA5における検討のための文書へのインプットとして、COP15において採択する合意の要素について、これまで日本政府が提出したサブミッションに加えて、共有のビジョン、緩和、適応、技術、資金などの点について提案した。 ○2009年2月には、議長が作成する第5回気候変動枠組条約特別作業部会における検討のための文書へのインプットとして、COP15において採択する合意の要素について、これまで日本政府が提出したサブミッションに加えて、共有のビジョン、緩和、適応、技術、資金などの点について提案した。さらに、2009年4月には次期枠組みに関する我が国の意見として新議定書案の提案を行い、これまでの我が国の主張を具体的な条文の形で示した。 ○2009年の第15回気候変動枠組条約締約国会議での合意を目指し、引き続き、積極的に国際交渉に貢献していく。</p>
	<p>—温室効果ガス削減の中期目標については、下記の事項を踏まえて設定(「セクター別積み上げ方式」の活用、他国の目標との公平性、具体的な削減策やコスト面も含めた実行可能性の裏づけ、国民負担に関する情報の開示)</p>	<p>【地球温暖化対策推進本部中間報告】 ○我が国の中期削減目標年は、経営に見通しを与える観点及び国民の自立的行動促進の観点から、2020年が適切である。また、その水準は、2050年の長期削減目標を達成し、世界全体の排出量を今後10年から20年の愛大にピークアウトする必要があるとの認識のもと、それにいたる経路にたって十分なレベルにする必要があり、具体的な数値は、セクター別アプローチに基づく積み上げ作業を進め、主要国の参加を確保すると我が国の立場を踏まえ、平成21年COP15までに適切な時期に発表すべきである。</p>	<p>○我が国の中期目標(2020年の温室効果ガス排出量についての削減目標)については、有識者を含めたオープンな場(中期目標検討委員会)で科学的、総合的な見地から詳細な分析が行われており、平成21年4月に6つの選択肢の分析結果が示されたところ。現在意見募集中のパブリックコメントや意見交換会の実施を通じ、国民的な議論を十分に行った上で、平成21年6月までに発表する予定。</p> <p>米中印を含む全主要排出国が参加する公平かつ実効的な国際的枠組みの構築 ○全ての主要経済国が責任ある形で参加する公平かつ実効的な2013年以降の国際的枠組みの構築を目指し、特に米・中・印等の主要経済国に対して、首脳レベルを含め二国間会談や国際会議の場等を通じて、二国間・多国間共同文書等の作成も含め、次期枠組みへの積極的な参加を促してきた。今後とも、これら主要経済国への働きかけを継続していく。 ○2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットにおいては、我が国は議長国としてリーダーシップを発揮し、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減させるという長期目標を、気候変動枠組条約(UNFCCC)の全ての締約国と共有し、UNFCCCの下で検討・採択することを求めることで一致した。 ○2008年12月の第14回気候変動枠組条約締約国会議(COP14)においては、2050年温室効果ガス排出半減の長期目標、セクター別アプローチ、主要途上国の削減行動の必要性等について主張し、議論をリードした。また、COP14に先だって開催された「セクター別協力に関する産業担当大臣会合」では、セクター別アプローチについて議論を行い、その成果として産業界も含めた意見交換の場として「ワルシャワ対話」の立ち上げに合意。2009年3月には、このワルシャワ対話の一環として、日・EC・ポーランド共催でセクター別アプローチに関するワークショップを開催し、産業界セクターごとの取組をどのように将来枠組みで活かしていくか等について議論を行った。 ○また、2009年4月には、12月の第15回気候変動枠組条約締約国会議(COP15)において採択する合意の要素について、これまで日本政府が提出したサブミッションに基づき、新議定書案を提案した。COP15での次期枠組みの合意を目指し、引き続き積極的に国際交渉に貢献していく。 —温室効果ガス削減の中期目標については、下記の事項を踏まえて設定 (「セクター別積み上げ方式」の活用、他国の目標との公平性、具体的な削減策やコスト面も含めた実行可能性の裏づけ、国民負担に関する情報の開示) ○我が国の温室効果ガス排出削減の中期目標に関しては、2008年10月、総理の「地球温暖化問題に関する懇談会」の下に「中期目標検討委員会」(座長:福井前日銀総裁)を設置し、その選択肢の提示に向け、①限界削減費用等を指標とした諸外国との国際公平性の比較、②削減に必要な技術・対策、③削減に伴う経済への影響等について、モデルを活用しつつ、精緻かつ科学的・総合的な分析を実施。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
			<p>○2009年1月のダボス会議で、麻生総理は特別スピーチを行い、我が国の中期目標について、環境、経済、エネルギーを総合的に捉え、科学的な分析に基づき、検討を行っており、6月までには目標を発表すること、目標は裏打ちのない宣言ではなく、経済面でも実行可能で、地球全体の温暖化対策に貢献するものにした考えであることを表明。</p> <p>○中期目標検討委員会は、2009年4月に以下の「複数の選択肢」を提示。各選択肢の実現に必要な具体的な対策と、その結果としての経済への影響や失業率、光熱費等への影響についても明示。国民各層からの意見聴取を実施し、6月までに総理が中期目標を決定する。</p> <p>【ケース1】「長期需給見通し」努力継続ケース 米国目標・EU目標とほぼ同じ努力（限界削減費用※） → 05年比▲4%</p> <p>【ケース2】 先進国全体の排出量（90年比▲25%）を分配する案 限界削減費用が均等になるよう分配（各国とも\$88） → 我が国は05年比▲6%～▲12%</p> <p>【ケース3】「長期需給見通し」最大導入改訂ケースの深掘り → 05年比▲14%</p> <p>【ケース4】 先進国全体の排出量（90年比▲25%）を分配する案 GDP当たり対策費用が均等になるよう分配（各国ともGDP比0.4%） → 我が国は05年比▲13%～▲23%</p> <p>【ケース5】 ストック＋フロー対策強化・義務付け導入 （新設については全面取り替え。 既存についても一部強制的に取り替え・義務化） → 05年比▲21～22%</p> <p>【ケース6】 先進国全体の排出量（90年比▲25%）を分配する案 各国一律になるよう分配（各国とも90年比▲25%） → 我が国は05年比▲30%</p>
	<p>・廃棄物・リサイクル法制の見直し 一事業者に過度な負担を負わせることなく、政府・自治体・消費者・事業者の各々が適切な役割を果たす仕組みの構築 一微量PCBが混入した廃重電機器（コンデンサ、トランス）の安全かつ合理的な処理体制の整備</p>	<p>【平成21年度予算重点政策】 ○環境への付加の少ない自然と調和した循環型社会の形成へ向けて、事業者、消費者、行政が、それぞれの役割を果たすことにより、廃棄物の発生抑制や再使用・再利用等を促進するとともに、将来世代まで恵みある自然環境を継承していくため、地域における地球温暖化防止対策を推進する。 ○循環型社会の前提として、不法投棄対策や適正処理を進める。</p>	<p>○事業者の円滑なリサイクルを推進するため、廃棄物処理法の特例制度である再生利用認定制度や広域認定制度を活用し、廃棄物の発生抑制、再生利用の促進を図っている。また、中央環境審議会に有識者や自治体、消費者、事業者等からなる廃棄物処理制度専門委員会を設置して廃棄物処理制度の点検を行っているところ。</p> <p>○家電リサイクル法については、平成20年12月に、特定家庭用機器廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を一層推進するため、対象機器の追加や再商品化基準の見直し等を行ったところ。</p> <p>○建設リサイクル法については、同法の附則に基づき、平成19年11月から、社会資本整備審議会・中央環境審議会の合同会合を開催し、制度の在り方について検討を行って、平成20年12月に合同会合のとりまとめを行ったところ。今後、このとりまとめを踏まえ、施策を実施していく。</p> <p>○自動車リサイクル法について、同法の附則に基づき、平成20年7月以降、産業構造審議会及び中央環境審議会において、同法の見直し作業を行い、制度の在り方について検討を行っているところ。</p> <p>○微量PCB混入廃電機機器等の民間による処理体制の整備を促進させるため、実証実験の実施とともに、処理推進方策に関する検討結果を取りまとめ、環境大臣による無害化認定制度を活用することで、微量PCB混入廃電機機器等の処理のより一層の進展を進めているところ。また、微量PCB混入廃電機機器等の処理を促進するための、予算の確保を図っている。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
<p>6. 公德心をもち心豊かで個性ある人材を育成する教育改革の推進</p>	<p>・新教育基本法の理念に基づく施策の展開 ー日本の伝統や文化、歴史に関する教育の充実 ー公德心を持つ人材の育成 （若者が多様な社会的活動に参加しやすい環境を整備、税制等により社会教育を担うNPO等の活動を支援など）</p>	<p>【参議院選挙公約2007】 ○「成長」の礎は、次代を担う子供や若者たちの輝き。確かな学力を培う。健全な精神を育成する。新しい教育基本法のもと、総がかりで「教育を再生」する。 ○102. 「美しい国」の実現に向けた文化芸術の振興文化財の保存・整備を充実し、これを活用した地域活性化の取組みを支援する。また、子どもたちが芸術文化や伝統文化に親しむ機会を拡充する。</p> <p>【平成21年度予算重点政策】 第2章 重要政策 4. 「未来を切り拓く教育の振興」、「文化芸術・スポーツの振興」と「成長力の強化ー研究開発力強化法、革新的技術創造戦略等に基づく科学技術の振興ー」の実現 (1) 初等中等教育の充実 ①新学習指導要領の円滑な実施 ○授業時数や指導内容が増加する新学習指導要領の円滑な実施を図るため、(ア)指導体制及び教材の整備(中略)などを行う。 ②豊かな心と健やかな体の育成 ○豊かな人間性や社会性を子どもたちに育み、持続可能な社会の担い手づくりを進めるため、(ア)体験活動・読書活動等の推進(中略)に取り組む。 (2) 社会全体での教育向上への取組み ③いつでも、だれでも学べる環境の整備 ○だれもがいつでもどこでも学べる環境をつくるため、(ア)社会教育施設等の活用を通じた社会教育の推進(中略)に向けた環境を整備する。 ④青少年の健全育成の推進 ○青少年が自立への意欲を高め、心と体の相伴った成長を促進するために、すべての青少年の生活に体験活動を根づかせ、自然体験や社会体験など多様な体験活動の機会を充実する取組を推進する。 【171回国会における麻生内閣総理大臣の施政方針演説(平成21年1月28日)】(参考) ○小中学校の新学習指導要領を4月から一部先行実施し、理数教科などの授業時数を1割程度増加させます。これによって学力を向上させ、豊かな心や健やかな体を育みます。</p>	<p>【日本の伝統や文化、歴史に関する教育の充実】 ○平成20年3月に公示した小・中学校学習指導要領においても、例えば、①国語科において、古文・漢文の音読を取り上げる、②社会科において、国宝などの文化遺産や江戸時代の教育文化や近現代史などの歴史学習を充実する、③道徳において、先人の伝記や伝統と文化など児童生徒が感動を覚える教材を活用し、指導を充実すること、④その他、各教科において、そろばん、和楽器、唱歌、美術文化、和装などの指導の充実や武道の必修化など、我が国の伝統と文化に関する学習内容を大幅に充実したところ。 ○平成21年3月に公示した高等学校学習指導要領においても、例えば、①国語科において、伝統的な言語文化への興味・関心を広げるよう古典の指導を充実、②地理歴史科において、資料を活用して歴史を考察し、表現する技能を高める学習を充実、③芸術科において、「芸術文化の理解」を新たに規定、④その他、各教科において、宗教、武道、衣食住の歴史や文化に関する学習を充実するなど、我が国の伝統と文化に関する学習内容を大幅に充実したところ。 【公德心をもつ人材の育成(若者が多様な社会的活動に参加しやすい環境を整備、税制等により社会教育を担うNPO等の活動を支援など)】 ○学校内外を通じた体験活動の充実や地域住民によるボランティア活動を推進するとともに、NPO等との連携による生涯学習の推進に努めている。 ○児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むため、成長段階に応じて様々な体験活動の推進を図る「豊かな体験活動推進事業」においてモデル校を指定して自然体験活動や社会奉仕体験活動などを実施し、その成果の普及を図っている。(平成21年度予算：10億7,934万円、平成21年度補正予算案：3億1,539万円)</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・教育振興基本計画を踏まえた改革の実現</p> <p>①初等中等教育</p> <ul style="list-style-type: none"> －学校選択制の拡大 －学校評価システムの充実 <p>(教育の受け手による評価の実施、全国学力・学習状況調査結果など比較検証可能な客観的指標の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> －学校選択の結果を反映した予算配分の実現 	<p>【参議院選挙公約2007】</p> <p>○008. 「確かな学力」と「規範意識」の育成</p> <p>学校評価を一層推進し、教育水準の向上を目指す。</p> <p>【平成21年度予算重点政策】</p> <p>○平成21年度 自由民主党 予算重点政策(平成20年12月12日)</p> <p>第2章 重要政策</p> <p>4. 「未来を切り拓く教育の振興」、「文化芸術・スポーツの振興」と「成長力の強化－研究開発力強化法、革新的技術創造戦略等に基づく科学技術の振興－」の実現</p> <p>(1) 初等中等教育の充実</p> <p>③教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり</p> <p>○子どもたちの学力の向上と規範意識の育成を図る観点から、教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくるため、(中略)(ケ)学校評価の充実・改善の推進を図る。</p>	<p>【初等中等教育】</p> <p>(学校選択制の拡大)</p> <p>○文部科学省から学校選択制の状況について調査を実施し、調査結果を公開しているところである。</p> <p>(学校評価)</p> <p>○平成19年6月に学校教育法を改正し、学校評価の実施とその結果に基づく学校運営の改善について規定。その後の平成19年10月の学校教育法施行規則改正により、自己評価の実施及び結果の公表を義務化、保護者等による学校関係者評価の実施及び結果の公表を努力義務化。さらに、平成20年1月に学校評価ガイドラインを改訂。</p>
	<p>②高等教育</p> <ul style="list-style-type: none"> －研究活動のみならず教育に対する評価を充実させ予算配分・教員の処遇に反映 －評価は、教育の受け手や就職先企業など多方面から行うとともに、国際化に向けた取組みも反映 －教育環境の整備等を通して留学生を含めた内外の高度人材の育成・確保を推進 	<p>【参議院選挙公約2007】</p> <p>○006. 国際競争力に富む個性豊かな高等教育の展開</p> <p>国公立大学の競争的な環境を整備し、世界的に魅力ある大学院教育や海外有力大学との連携など各大学の改革を支援する。産学や大学間の連携を推進し、大学・高等専門学校を「地域の知の拠点」とする。</p> <p>【平成21年度予算重点政策】</p> <p>第2章 重要政策</p> <p>4. 「未来を切り拓く教育の振興」、「文化芸術・スポーツの振興」と「成長力の強化－研究開発力強化法、革新的技術創造戦略等に基づく科学技術の振興－」の実現</p> <p>(3) 大学教育の充実と教育の質保証</p> <p>①大学教育の充実と大学の機能別分化</p> <p>○大学の機能分化や質保証など大学教育改革を推進し、社会からの信頼に応え、国際的通用性を備えた学士課程教育等の構築を目指す。そのため、各大学における教育の質保証のための取組や大学間連携の取組など、国公立大学を通じ大学教育改善の自主的な優れた教育取組を支援する。また、大学院教育を抜本的に強化し、我が国の国際競争力を向上させるため、大学院が設定した目標の達成に向けた優れた組織的・体系的な教育の取組を支援するとともに、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を支援する。</p>	<p>【高等教育】</p> <p>○平成22年度より始まる次期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の配分が各大学の努力と成果を踏まえたものとなるよう、平成20年4月に「見直しの方向性」を公表し、その詳細な内容について現在検討中。</p> <p>○私立大学等経常費補助金においては、各私立大学における教育研究環境の整備状況や、自己点検・評価の実施及び公開状況等に応じて補助金額を増減させるなど、メリハリのある資源配分を実施。</p> <p>○認証評価機関による評価については、学生や卒業生からの意見聴取や、就職先等の意見を自己点検・評価に反映させる仕組みの導入状況について、評価機関が自ら、評価の観点に取り入れて評価を実施。</p> <p>○中央教育審議会大学分科会において、大学教育の質保証システムの在り方や、大学の評価における国際的な視点の導入について検討。</p> <p>○高等教育の質保証のための様々な優れた取組を積極的に支援。</p> <p>(平成20年度「質の高い大学教育推進プログラム」採択件数：148件)</p> <p>○各大学院が設定した目標の達成に向けた優れた組織的・体系的な教育の取組を支援。</p> <p>(平成20年度「大学院教育改革支援プログラム」採択件数：66件)</p> <p>○「留学生30万人計画」では、国・地域・分野などにも留意しつつ、優秀な留学生を戦略的に獲得していくことに重点を置いて、留学希望者への海外ワンストップサービスの展開など留学の動機づけから就職支援などの出口まで、体系的に施策を推進することとしている。特に、大学における英語による授業等の実施体制の構築や留学生受入に関する体制整備など、我が国を代表する国際化拠点の形成を支援する「国際化拠点整備事業(グローバル30)」を平成21年度から実施。(平成21年度予算額：41億円)</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
		<p>さらに、国立大学法人等における教育研究かつ度運を継続的・安定的に支えるとともに、社会のニーズに対応した様々な取組を支援するために必要な基盤的経費を確保し、教育研究の充実と活性化を図る。高等専門学校においても、引き続き自主的な改革及び経営努力を図る一方、教育活動を支える基礎的な経費を措置することにより、社会のニーズに応えうる様々な取組を支援し、その充実と活性化を図る。加えて、「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」を着実に実施することにより、活動拠点である国立大学等施設の重点的・計画的整備を図る。</p> <p>②「留学生30万人計画」と大学の国際化 ○「留学生30万人計画」の実現に向け、海外における留学希望者へのワンストップサービスを構築するとともに、留学生の受入れの拠点となる質の高い教育を提供する大学を選定し重点的に支援するなど、留学の入り口から卒業後の出口に至るまで体系的な施策を推進する。また、同時に日本人学生の海外留学についても推進していく。</p>	
③	<p>学校・地方への権限委譲 一人事、予算、学級編成などに関する権限を委譲し、多様な教育を実現</p>		<p>【学校や地方への権限委譲】 ○教職員の人事権の移譲については、市町村教育委員会の意向を一層重視する趣旨から、同一市町村内の転任については市町村教育委員会の内申に基づいて都道府県教育委員会が行うよう法律を改正し、平成20年4月に施行された。また、平成20年12月に、文部科学部会・文教制度調査会合同会議に「中核市等への人事権移譲検討小委員会」を設置し、文部科学省から検討状況を聴取するとともに、中核市教育委員会及び都道府県教育委員会からヒアリングを行うなどして、検討を進めているところ。</p>
④	<p>教員育成 一教育委員会による教員の指導力改善に向けた実践的な研修の企画・実行 一教員免許状更新講習を実践的な内容とするとともに、厳格な修了認定を実施 一教員養成・採用制度の改善 一教育の受け手による教員評価制度の普及・促進 一全国学力・学習状況調査の活用ならびに評価結果の教員配置・処遇への反映</p>	<p>【参議院選挙公約2007】 ○002. 教員の資質・能力の向上 「教員免許更新制」や不適格教員を教壇に立たせないようにするシステムを円滑に実施する。大学における教員養成の改善・充実、優秀教員の積極的な表彰、メリハリある教員給与体系などを実現する。</p> <p>【平成21年度予算重点政策】 ○平成21年度 自由民主党 予算重点政策（平成20年12月12日） 第2章 重要政策 4. 「未来を切り拓く教育の振興」、「文化芸術・スポーツの振興」と「成長力の強化－研究開発力強化法、革新的技術創造戦略等に基づく科学技術の振興－」の実現 （1）初等中等教育の充実 ③教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり ○子どもたちの学力の向上と規範意識の育成を図る観点から、（中略）（才）教員免許更新制の円滑な実施（中略）を図る。</p>	<p>【教員育成】 （教育委員会による教員の指導力改善に向けた実践的な研修の企画・実行） ○平成19年6月に教育公務員特例法を改正し、指導が不適切であると認定した教員に対して指導改善研修を実施することや、研修終了時の認定において指導が不適切であると認定した者には免職その他必要な措置を講ずることなどを法律に規定し、平成20年4月より施行。 ○すでに全ての都道府県・指定都市教育委員会（64教育委員会）で、教育公務員特例法の改正を受けた指導が不適切な教員の人事管理システムが整備されている。 （教員免許更新制について） ○免許状更新講習実施後に事後評価アンケートを行い、文部科学省ホームページですべての講習の事後評価結果を公表する予定。 ○免許状更新講習規則第6条において、修了認定は試験による成績審査に合格した者に対して行うものとしており、文部科学省告示において、修了確認基準は各事項毎の項目及び内容について基礎的な知識技能を有することとした。なお、平成21年度予算に、山間地や離島へき地等での更新講習の開設や障害のある受講者への対応のための経費を計上したところ。（平成21年度予算：約10億円） （教員養成の改善） ○教員養成については、平成18年7月に「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」がまとめられ、教員養成課程の質的水準の向上について提言がなされた。これを受けて、教育職員免許法を改正し、教員免許更新制を導入すると共に、教職大学院制度の創設や、平成20年11月に教育職員免許法施行規則を改正し、教職実践演習の導入、教職課程の是正勧告・認定取消し等の規定の整備、教職指導及び教育実習の円滑な実施の努力義務化などを行った。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
			<p>(教員採用の改善) ○教員採用等の改善に係る取組事例について取りまとめ都道府県教育委員会等に送付すると共に、平成20年12月24日付け教職員課長通知において、都道府県教育委員会等に教員採用等の改善を図るよう求めた。 ○「教員採用等における不正な行為の防止について(通知)」(平成20年7月10日付け初等中等教育局長通知)において、都道府県教育委員会等に教員の採用等における適正な人事行政の確保を求めた。 (教育の受け手による教員評価) ○「規制改革推進のための第2次答申」を受けて、平成20年5月21日に文部科学省から各都道府県教育委員会等に通知を発送し、児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度に係る運用上の工夫等について提示。 (全国学力・学習状況調査の活用) ○全国学力・学習状況調査を継続して実施するとともに、学校、教育委員会等における調査結果の活用を推進し、改善に向けた取組への支援を行うことにより、「確かな学力」を保障するなど質の高い教育を実現する。</p>
	<p>⑤教育現場と企業との連携 ー教育現場と企業などとの連携を推進し、「社会総がかり教育」を実現ーキャリア教育を含む新学習指導要領の2年後の完全実施を踏まえ、具体的方策の策定・実施を前倒し</p>	<p>【参議院選挙公約2007】 ○009. 青少年の健全な育成 健全な青少年を育成する社会の構築をめざし、「青少年育成施策大綱」等に基づき、青少年の育成に係る施策を総合的・効果的に推進し、若年層の職業観・勤労観及び職業に関する知識・技能の育成等を図るためキャリア教育等を一層推進する。</p> <p>【平成21年度予算重点政策】 第2章 重要政策 4. 「未来を切り拓く教育の振興」、「文化芸術・スポーツの振興」と「成長力の強化ー研究開発力強化法、革新的技術創造戦略等に基づく科学技術の振興ー」の実現 (1) 初等中等教育の充実 ②豊かな心と健やかな体の育成 ○豊かな人間性や社会性を子どもたちに育み、持続可能な社会の担い手づくりを進めるため、(中略) (カ) キャリア教育・職業教育の推進に(中略)取り組む。 (2) 社会全体での教育向上への取り組み ②社会全体の教育力の向上 ○地域全体で学校を支援する体制を整備し、学校を核とした地域教育力の向上を図るとともに、放課後や週末等の子どもたちの体験・交流活動の場づくりを推進する取組を、総合的な放課後対策として実施する。</p> <p>【日本経済再生への戦略プログラム(最終報告) (平成21年4月15日)】 7. 戦略プログラム12分野別施策メニュー (6) 教育分野 教育環境・教材の充実 ○新学習指導要領の実施(21年度から一部先行実施)に向け、理科、キャリア、外国語教育、中学校の武道教育に必要な設備・体制等を全ての学校に整備。</p>	<p>【教育現場と企業との連携】 ○工業高校等の専門高校において、地域産業界と連携した現場実習等を通じた実践的職業教育を、関係省庁が連携して支援。 ○平成20年12月に、今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について、中央教育審議会に諮問。 ○児童生徒の職業観・勤労観を身に付けさせるとともに、主体的に自己の進路を選択・決定する能力・態度を育成するため、新学習指導要領も踏まえ、小学校から高等学校まで、児童生徒の発達段階に応じた系統的・組織的なキャリア教育を推進。(平成21年度予算:1億5,592万円)中学校を中心に5日間以上の職場体験などを行う「キャリア・スタート・ウィーク」事業については、平成20年度は126地域、381校において実施。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	⑥学校の適正規模確保 ー学校の整理統合を通じて学校の適正規模を確保し、教員の適正配置を推進		【学校の適正規模確保】 ○教育振興基本計画（平成20年7月1日閣議決定）においては、「学校の適正配置は、それぞれの地域が実情に応じて判断することが基本であるが、国は望ましい学校規模等について検討し、学校の適正配置を進め、教育効果を高める」としている。
	⑦優れた改革・取組みのデータベース化と横展開 ー優れた改革を実施した学校や教員の取組みをデータベースとして蓄積し、学校間、教員間での有効活用を促進 ー40%台の校務用コンピュータ整備率を100%に向上	【日本経済再生への戦略プログラム（最終報告）（平成21年4月15日）】 7. 戦略プログラム12分野別施策メニュー （6）教育分野 学校におけるパソコン配置の拡充 ○教員一人にパソコン1台（37万人分）、児童生徒3.6人に1台を1年後に実現。	【優れた改革・取組みのデータベース化と横展開】 ・「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」（21年4月：IT戦略本部決定）において、全ての公立小中高等学校等の教員への一人一台のコンピュータ配備の実現、児童生徒3.6人に1台のコンピュータ整備を目指す成果に盛り込んだ。 教員への一人一台のコンピュータ整備、児童生徒3.6人に1台のコンピュータ整備の実現のため、平成21年度補正予算において、所要の経費を計上した。（平成21年度補正予算案：1,252億円）

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
7. 雇用のセーフティネットの強化と雇用・就労の多様化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 雇用のセーフティネットの強化 雇用保険制度の給付の拡充ならびに対象者の拡大 公共職業訓練の拡充 	<p>与党新雇用対策PT「新たな雇用対策に関する提言」(20年12月5日)、雇用・生活調査会「さらなる緊急雇用対策について」(21年3月10日)において、雇用保険制度の機能強化、職業訓練の拡充、人材育成・就職支援のための緊急対策の推進などを取りまとめ。</p>	<p>雇用保険機能の強化を盛り込んだ雇用保険法改正法が3月27日成立、3月31日施行。また、21年度補正予算案において、職業訓練の拡充、人材育成・就職支援のための緊急対策を盛り込んだところ。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 労働市場の需給調整機能の強化 ハローワークの職業紹介事業に対する市場化テストの実施等により官民の職業紹介事業の効率化 	<p>雇用・生活調査会「さらなる緊急雇用対策について」(21年3月10日)において、ハローワークの機能の抜本的強化等を取りまとめ。</p>	<p>平成21年度補正予算案において、ハローワークの相談員7,043人、職員304人の増員を盛り込んだところ。なお、ハローワークの市場化テストについては、求人開拓事業、キャリア交流プラザ事業及び人材銀行事業において実施しているところ。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 雇用・就労形態の多様化、ワーク・ライフ・バランスの推進 仕事と生活の両立に向けた環境整備 事務系労働者の働き方に対応する労働時間制度のあり方につき検討を推進 	<p>平成21年度予算重点政策において、仕事と生活の調和の実現を盛り込み。事務系労働者の働き方に対応する労働時間制度のあり方の検討について、与党政調会長間で合意(20年9月25日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 育児期における短時間勤務制度の義務化、男性の育児休業取得促進等を内容とする「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案」を第171回国会に提出。 事業所内保育施設に対する支援の充実のほか、労働者の育児・介護サービスへの支援等、育児・介護を行う労働者の雇用の安定に資する措置を講ずる事業主等に対する助成を拡充。 21年度税制改正において、「企業の子育て支援税制(企業が設置する事業所内託児施設に対して一定の要件に該当する場合に、割増償却できる税制措置)」(19年度創設)を、更に2年間延長。 長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するとともに仕事と生活の調和がとれた社会を実現する観点から、法定割増賃金率について引上げを行うこと等を内容とする労働基準法の一部を改正する法律が第170回国会で成立したところ。 事務系労働者の働き方に対応する労働時間制度のあり方については、今後、与党新雇用対策に関するプロジェクトチームにおいて検討を行うこととしている。
	<ul style="list-style-type: none"> 労災保険制度の見直し 最近の災害発生率の低下を反映させ、料率を適正化 社会復帰促進事業の見直し・整理 	<p>自由民主党政務調査会無駄遣い撲滅PT「無駄遣い撲滅対策(第一次緊急とりまとめ)」(20年6月30日)において、社会復帰促進等事業の成果目標の設定と「PDCAサイクル」の徹底等について記載。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 21年4月1日に労災保険料率を改定し、全業種の平均料率は、前回改定時(18年4月1日)の1,000分の7.0から1,000分の5.4に引き下げ。 社会復帰促進等事業については、PDCAサイクルによる目標管理を行い、費用負担者である事業主の意見等もいただきながら、事業の必要性等を継続的に精査している。21年度当初予算は約902億円であり、平成17年度予算(1,222億円)に比べて4分の1削減(▲305億円)するという目標を達成した。
	<ul style="list-style-type: none"> 全員参加型の労働市場の構築 ジョブ・カード制度の普及促進など職業能力開発の基盤整備を推進 高齢者雇用確保措置の着実な推進に向けた支援 トライアル雇用などにより、企業の実態に即した障害者雇用を促進 	<p>平成21年度予算重点政策において、職業能力形成システム(ジョブカード制度)の整備・充実、高齢者雇用の促進、障害者に対する就労支援の推進を盛り込み。与党新雇用対策PT「新たな雇用対策に関する提言」(20年12月5日)、雇用・生活調査会「さらなる緊急雇用対策について」(21年3月10日)においても、さらなる拡充策を取りまとめ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度補正予算及び平成21年度予算において、ジョブ・カード制度における雇用型訓練を実施する企業への助成措置の拡充など、ジョブ・カード制度の整備・充実を図ったところ。さらに、平成21年度補正予算案において、この助成措置の更なる拡充を盛り込んだところ。 高齢者雇用安定法に基づく、事業主における65歳までの安定した雇用確保措置(定年の定め廃止、定年の引上げ、継続雇用制度の導入のいずれかの措置)については、平成20年度において実施割合は96.2%と着実に進展している。また、希望者全員の65歳以上までの雇用が確保される制度を導入する企業や、勤務時間の多様化、職域拡大、処遇改善に取り組む企業への支援を行う。 トライアル雇用や精神障害者のステップアップ雇用等を活用した障害者雇用の促進を図るとともに、特例子会社等の設立促進や中小企業における障害者雇用の促進(特定求職者雇用開発助成金の拡充等)を図っている。(また、経済危機対策において、障害者に係る雇用調整助成金の拡充等を盛り込んでいる。)
	<ul style="list-style-type: none"> 外国人材の活用 外国人材の円滑な受け入れ・定住を図るための法制面・体制面(担当大臣の設置等)の整備を推進 	<p>○専門的、技術的分野の外国人労働者を積極的に受け入れる方針。世界で通用する専門的な知識や技術等を有する高度人材など、わが国が特に必要とする外国人については、さらに円滑な受け入れを図る。</p>	<p>○平成17年3月31日、法務省入国管理局が、従来未公表であった永住許可の「我が国への貢献」に関するガイドラインを公表。平成21年4月1日より、大学を卒業し又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して同教育機関を卒業した留学生等については、申請人の在留状況に問題がなく、就職活動を継続するに当たって、卒業した教育機関の推薦があるなどの場合には、在留資格「特定活動」在留期間「6月」への変更を認めることとし、更に1回の在留期間の更新を認めることで、就職活動のために1年間本邦に滞在することが可能となった。</p>
		<p>外国人労働者等特別委員会、国会戦略本部外国人労働者問題PTなどにおいて技能実習制度等に関し、提言を取りまとめ。平成21年度予算重点政策において、外国人労働者等への適切な対応を盛り込み。</p>	<p>平成21年度予算重点政策において、外国人労働者等への適切な対応を盛り込み、以下の施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人指針に基づく雇用管理改善の一層の推進 「留学生30万人計画」に基づく国内就職促進の加速

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
8. 道州制の導入の推進と魅力ある経済圏の確立	<p>・道州制の導入と地方分権改革の推進</p> <p>－2009年を目途に道州制推進基本法（仮称）を制定、これに向け内閣に検討機関を設置</p> <p>－北海道等に限定されている道州制特区推進法の対象を都府県による広域連合に拡大</p> <p>－地方分権改革の推進（国から地方へ行政権限・税財源を移譲、国の支分局の統廃合など）</p>	<p>【道州制に関する第3次中間報告（平成20年7月29日）】</p> <p>・分権型国家の実現に向け、平成27年（2015年）から平成29年（2017年）を目途に道州制の導入を目指すべきである。</p> <p>・今後道州制を強力に推進していくためには、国民的議論を喚起し、道州制の導入について国民的な合意を得ていくとともに、道州制の基本的な理念・目的、制度設計の基本的な方針、導入のための検討機関、タイムスケジュールなどについて規定した基本法案を速やかに国会に提出する。</p> <p>【自由民主党・公明党連立政権合意（平成20年9月23日）】</p> <p>・地方自治体間の財政力格差の是正に向けた取り組みを引き続き行うとともに、地方分権を一層推進するため、国と地方の役割分担や国の関与のあり方の見直し等に徹底的に取り組む。</p> <p>・道州制の導入を推進するため、道州制基本法（仮称）制定に向けて、内閣に「検討機関」を設置する。</p>	<p>平成16年11月の道州制調査会発足以来、1次報告、2次報告を発表。19年11月からは総裁直属の道州制推進本部として審議を開始し、20年7月に3次報告を取りまとめた。同年11月、推進本部のもとに道州制基本法制定委員会を設置。基本法案の速やかな国会提出を目指している。</p> <p>3次報告の概要は次の通り。</p> <p>○プロセス</p> <p>2015年から2017年を目途に道州制の導入を目指す。道州制の基本的な理念・目的、タイムスケジュール等を規定した基本法を制定するとともに、道州制特区制度を活用した北海道の取組を先駆的事例として世論を喚起する。各地域の積極的な取組を推進する。</p> <p>○理念</p> <p>「人口減少社会・少子高齢化社会への対応、地域経済力の強化、国際競争力の強化」といった諸課題に対し、日本再生のため、国のあり方を抜本的に見直し、新しい統治機構の構築が必要である。そのために、都道府県に代えてより広い区域を有する自治体として道・州を設け、基礎自治体優先で基礎自治体と道・州に対して権限・財源・人間をパッケージで移すことにより、連邦制に限りなく近い道州制の導入を目指す。</p> <p>○骨格</p> <p>①都道府県を廃止し、全国に10程度の道・州を設置する。</p> <p>②国が法律で定める事項は大枠かつ最小限とし、具体的事項は道州法又は基礎自治体の自治立法にゆだねる。</p> <p>③道州は自治体とし、選挙で選ばれる道州議会と首長を有し、自治権を有する。</p> <p>④権限・財源・人間は基礎自治体に優先的に配分。</p> <p>⑤現在の都道府県の仕事は基礎自治体に、国の仕事は道州に移管し、国と道州は「小さな政府」とする。</p> <p>○2次報告で残された検討課題について</p> <p>区割りについては4案を示した。国会議員の数は大幅に削減。国の事務の原則及び国と地方の役割分担に関する三原則を明記するとともに具体的な役割分担を明示。基礎自治体は人口30万以上、少なくとも人口10万以上の規模。公務員数は事務の効率化により大幅に削減。都道府県から基礎自治体、国から道州への事務移譲に伴う公務員の大規模な移管。具体的な事項はできる限り道州法・基礎自治体の自治立法に委ねる。道州の財政需要全てを自らの税収で賄えるよう、税制度を抜本的に改革する。それまでの間、国による財源保障、財政調整を行う。</p>
	<p>・都市・地域の魅力、競争力の向上</p> <p>－税制上の支援措置導入等により、県境を超えた企業立地や広域観光など広域経済圏形成に向けた取組みを推進</p> <p>－中小企業の自立と活力の向上を推進</p>		<p>・2008年に成立した農商工連携促進法に基づき、中小企業者と農林漁業者の有機的な連携のもと、互いの経営資源を活用した新商品・新サービスの開発等に対する支援を実施し、2008年度において190件の事業計画の認定を行った。また、農商工連携の促進を通じた地域活性化を図るため、地域中小企業者等の基礎的な技術開発、新たな事業展開の促進、地域産品の国内外、マーケットへの販路開拓、専門家によるアドバイス等の各種支援施策を実施した。</p> <p>・各地域の強みを活かした個性豊かな産業集積の形成を図るため、「企業立地促進法」を2007年に制定した。2008年度には法改正を行い、設備投資に対する税制上の支援措置について農林漁業関連業種を追加するとともに、その設備投資要件の引下げを実施した。さらに、2009年度には窯業・土石製品製造業を対象業種に追加した。2007年6月の法施行から2009年3月末日まで、各地域から提出された企業立地に係る基本計画159件に同意し、全都道府県が同意を得ることとなった。また、2009年3月に北陸三県が県境を越えて連携した基本計画に同意を行った。</p> <p>・産業クラスター計画では我が国産業の国際競争力を強化するとともに、地域経済の活性化に資するため、2001年から全国各地に企業、大学等が産学官連携、産産・異業種連携の広域的な人的ネットワークの形成を支援している。地域を中心として自律的に新産業・新事業が創出される環境の創出を図っている。計画第Ⅱ期（2006年度－2010年度）では全国各地で18プロジェクトを展開し、5年間で新事業開始件数4万件という計画目標に対し、年8千件を超えるペースで成果を上げている。</p> <p>・国際競争力のある観光・集客サービス産業を構築するため、地域の特色ある産業などを観光・集客資源として活用し、広域的に幅広い関係者の参画を得て差別化を可能とする独自の戦略を構築し、地域・業種横断的な総合的取組を2007年度より支援している。2008年度においては、1次・2次募集合わせて全国15件の応募の中から、計5件を選定した。</p> <p>・地域資源活用促進法に基づき、地域の優れた資源（産地の技術、農水産品、伝統文化等）を活用した新商品・サービスの開発・販売等の取組に対して支援を実施した。2008年3月現在、596件の地域産業資源活用事業計画の認定を行った。</p> <p>・経営力向上や事業承継等小規模企業が直面する課題に対してワンストップできめ細かな支援を行うため、「地域力連携拠点」を全国316機関採択した。</p> <p>・商店街等のにぎわいを創出し、活性化を図ることを目的とし、中小商業活力向上事業にて、商店街振興組合等が一体となって行う、少子高齢化への対応や安全・安心なまちづくり、商店街の生産性向上等の全国的課題に対応する商業活性化の取組に対して支援を行った。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・農業の体質強化と活性化 ー農地の有効利用を促進 (農地の所有と利用の分離を推進、農地関連情報の収集・公開等に関する体制を整備・強化) ー新規参入の促進と農業経営の多角化・安定化を推進 (農地リース方式による参入区域の拡大、農業生産法人の要件緩和)</p>	<p>【日本経済再生への戦略プログラム】(日本経済再生戦略会議) 21.4.15 ○平成の農地改革による農地の集約化等を通じ、多様な担い手がより効率的に農地を利用できるようにするとともに、耕作放棄地の再生・利用への支援により耕作放棄地を解消。</p> <p>【経済危機対策】(「経済危機対策」に関する政府・与党会議) 21.4.10 ○「平成の農地改革」の断行と担い手の確保(農地の集積化、耕作放棄地の解消、農業経営体の育成)</p> <p>【平成21年度予算重点政策】 20.12.12 ○食料の生産基盤である農地の確保・有効利用を促進するため、農地政策改革を順次具体化すべく、委任・代理等の方式で農地を面的に集積していく実証的な取り組み等を推進するとともに、農地情報のデータベース化を推進する。</p> <p>【自由民主党・公明党連立政権合意】 20.9.23 ○食料自給率50%を目指し、耕作放棄地など国内のすべての農地の有効利用や地産地消を推進し、国産農産物の生産拡大を図る。</p>	<p>・農地面積の減少を抑制し、農地を優良な状態で確保するとともに、農地を適正に利用する者を確保・拡大し、意欲ある者に農地を集積することを柱とする「農地法等の一部を改正する法律案」を今国会に提出。関連する予算措置、税制見直しと併せて農地の有効利用を一層促進します。</p>
	<p>・観光立国の推進 ー観光行政の点検・総合調整など観光庁を中心とした関係省庁間の連携強化 ー官民協議会の設置により、産業界と政府との対話を充実 ー国際観光振興機構による海外での情報収集やプロモーションを推進 ー国際空港の機能拡充 ー出入国手続の簡素化・迅速化 ービザ発給手続の簡素化 ー地域の魅力開発に向けた人材の育成 ー中韓との交流人口の拡大に向けた両国政府との協力の推進</p>	<p>○出入国手続の簡素化・迅速化について： 出入国手続の迅速化・円滑化を図り、外国人の入国審査について、全空港での最長待ち時間を20分以下とすることを目標とする。</p> <p>【参議院選挙公約2007】 090. 観光立国の実現 「観光立国推進基本法」の制定を踏まえ、国際会議の誘致等を含め、ビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化により外国人観光客の訪日(2010年に外国人旅行者1,000万人訪日)を促進するとともに、観光ルネサンス事業の拡充、ニューツーリズムの創出と流通の促進等により、魅力ある観光地・観光産業の創出を図る。また、国際観光振興等に効果的な総合エンターテイメント導入の検討を進める。</p> <p>【参議院選挙公約2007】 120. 国際競争力を強化する人流・物流体系の構築(中略) また、航空自由化(アジア・オープンスカイ)を推進するため、地方空港の国際チャーター便を促進するとともに、路線の新設を抜本的に自由化し、観光振興をはじめとする地域活性化につなげる。さらに、大都市圏拠点空港(成田・羽田・関空・中部)の真の24時間化・国際化の推進やアクセス改善を図るとともに、関空・中部は国際拠点空港にふさわしい路線の開設や増便が実現できるよう旅客・貨物について「航空自由化」を推進する。</p>	<p>○平成17年度から、成田、関西及び中部の3空港においては、審査に時間を要する外国人を別室で審査し、他の外国人の待ち時間を短縮させるためのセカンダリ審査を導入。平成17年1月から事前旅客情報システム(APIIS)を導入し、乗員、乗客についての情報を事前に入手している。平成17年度から、韓国(仁川国際空港)及び台湾(桃園国際空港)に日本の入管職員を派遣し、現地において、上陸の適合性について事前に確認している(プレクリアランス)。平成19年11月から成田空港において、自動化ゲートの運用を開始している。今年度中に、成田空港に4台増設、関西空港に4台及び中部空港に2台新設予定。</p> <p>査証(ビザ)について、問題の少ない国・地域の観光客については免除する(韓国、台湾、香港)とともに、一定の要件を満たした観光客については手続きの簡素化・円滑化を図っている(中国、タイ、インド)。中国人観光客については、査証発給件数が約6万件(H16年)から約35万件(H20年)に急増している。また、党観光特委の提言(3月24日)を踏まえ本年7月より、個人観光客に対する査証を発給する予定である。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
		<p>【参議院選挙公約2007】 090. 観光立国の実現 「観光立国推進基本法」の制定を踏まえ、国際会議の誘致等を含め、ビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化により外国人観光客の訪日(2010年に外国人旅行者1,000万人訪日)を促進するとともに、観光ルネサンス事業の拡充、ニューツーリズムの創出と流通の促進等により、魅力ある観光地・観光産業の創出を図る。また、国際観光振興等に効果的な総合エンターテインメント導入の検討を進める。</p> <p>【参議院選挙公約2007】 120. 国際競争力を強化する人流・物流体系の構築(中略) また、航空自由化(アジア・オープンスカイ)を推進するため、地方空港の国際チャーター便を促進するとともに、路線の新設を抜本的に自由化し、観光振興をはじめとする地域活性化につなげる。さらに、大都市圏拠点空港(成田・羽田・関空・中部)の真の24時間化・国際化の推進やアクセス改善を図るとともに、関空・中部は国際拠点空港にふさわしい路線の開設や増便が実現できるよう旅客・貨物について「航空自由化」を推進する。</p> <p>【日本経済再生への戦略プログラム(最終報告)(平成21年4月15日)】 (別紙2) ・日本ブランド発信強化 今後3年間で、中国、韓国等重点12市場への外客誘致事業の強化やインド、ロシア等新興市場への対象拡大等を強化。国際会議等の誘致・開催、国際ビジネス拠点エリア等を整備(環状2号線新橋・虎ノ門地区、大阪北地区等)。 ・魅力ある観光地の形成 2泊3日以上滞在型観光促進のための観光圏整備の実施(当面30地域の観光圏を支援)。観光地など地域における景観形成や歴史まちづくりを加速(景観計画に基づき取組を進める地域を2012年度までに500地域)。</p>	<p>○観光庁の設置 第169回国会において「国土交通省設置法等の一部を改正する法律」が成立し、平成20年10月1日に観光庁が設置され、観光立国の実現に向けて官民を挙げて取り組む体制の整備を図った。</p> <p>○官民協議会の開催 観光立国の実現に向けて、官民を挙げた取組みをより一層強化するため、民間経済団体等、産業界と政府と意見交換等を行う「観光立国に関する官民協議会」の第1回会合を平成21年4月に開催した。</p> <p>○2020年2,000万人を目標とした国際観光の振興 ・外国人観光客の訪日の促進 2010年までに訪日外国人旅行者数を1,000万人にするとの目標に向け、ビジット・ジャパン・キャンペーンを官民一体で推進。2008年は世界的な景気後退等の影響を受けたものの、835.1万人となり前年比微増。</p> <p>また、観光立国推進戦略会議の提言を受け、2020年までに訪日外国人旅行者数2,000万人を目標とし、「プレミアム・デスティネーション」として日本ブランド発信強化による需要拡大を図っていく。</p> <p>平成21年4月にとりまとめられた「経済危機対策」においても、平成21年7月から添乗員が不要な個人観光ビザ創設を契機とした中国集中プロモーションの実施等、日本ブランドの発信強化について盛り込まれたところ。</p> <p>・国際会議の開催・誘致の一層の推進 平成19年5月に策定した「国際会議の開催・誘致推進による国際交流拡大プログラム」に基づき、国を挙げた誘致・開催推進体制を整備しているところ。今後は展示会・見本市、インセンティブなどを含む広義の国際会議全般(MICE)についても施策展開していく。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
		<p>【観光特別委員会決議(平成20年12月5日)】 観光立国の推進は、二十一世紀のわが国経済社会の発展、地域経済の活性化、雇用機会の増大等国民経済のあらゆる領域の発展に寄与するものであり、観光立国の早期実現への期待が高まる中で、観光庁を中心に、海外プロモーションの強化や観光圏の整備促進などの取組みを着実に実施することが必要不可欠である。</p> <p>特に、成長著しいアジアを中心とした訪日外国人旅行者を増大させ、日本各地を訪れていただくことは、地域経済の活性化に大きく貢献するのみならず、喫緊の課題である雇用対策としての効果が強く期待されるものであり、二千二十年に訪日外国人旅行者二千万人を目指してビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化や受入体制の抜本的整備を進めるべきである。</p> <p>このため、当委員会としては、平成二十一年度政府予算案において、次の措置が講じられることを強く要望する。</p> <p>一 ビジット・ジャパン・キャンペーン関係予算及び観光圏関係予算をはじめとする観光庁予算を充実強化すること。</p> <p>一 訪日査証の見直し等による外国人観光客の拡大を図るため、出入国管理及び査証発給に係る体制の整備を図ること。</p> <p>【観光特別委員会緊急提言(平成21年3月24日)】 二千二十年の訪日外国人旅行者二千万人を目指して、日本ブランドの確立を通じた海外プロモーションの強化や受入体制の抜本的整備を進めるべきである。</p> <p>特に、今後とも訪日旅行需要の大幅な増大が期待される中国をはじめとする外国からの観光客の拡大は最重要かつ喫緊の課題であり、その早期実現のため、当委員会として以下のとおり提言する。</p> <p>一 中国からの十分な経済力を有する観光客を対象とする個人観光ビザを創設すること</p> <p>一 個人観光ビザの創設に際して万全の審査体制が確保されるよう、在中国公館の査証官定員の大幅な増員を図るとともに、定型業務の外注等に必要な予算を確保すること</p> <p>一 外国人観光客の拡大に向けた海外プロモーション及び入国管理も含めた受入体制の強化を行うために必要な予算をその都度確保すること</p>	<p>○2010年の成田空港・羽田空港の増枠による国際航空機能の最大化については、経済財政諮問会議での議論を踏まえ、「経済財政改革の基本方針(骨太の方針)2008」において、以下のとおり閣議決定されたところ。</p> <p>(1)羽田空港:第四滑走路の供用開始時(2010年10月予定)に、</p> <p>① 昼間時間帯(6時～23時)において、年間約3万回の国際定期便を実現し、近距離アジア・ビジネス路線を就航。(羽田にふさわしい近距離アジア・ビジネス路線として、ソウル、上海等の都市、さらに、北京、台北、香港まで就航していくこととする)</p> <p>② 深夜早朝時間帯において、年間約3万回の国際定期便を実現し、23時～翌6時の間は成田が騒音問題により閉鎖されていること等を踏まえ、欧米を含む世界の主要都市に就航することにより、首都圏全体の国際航空機能の24時間化を実現。</p> <p>(2)成田空港:平行滑走路の北伸(2180m→2500m)の供用開始時(2010年3月予定)に、年間約2万回の国際定期便を増加し、長距離路線の充実や、需要の伸びの著しいアジア諸国との国際ネットワークの拡充等を推進。</p> <p>上記の施策を実現すべく、各国との航空交渉を本格化させているところであり、これまでに、以下のような合意を得ているところ。</p> <p>・羽田空港の昼間時間帯:韓国及び香港との間で、国際定期便の開設について合意。</p> <p>・羽田空港の深夜早朝時間帯:アジアではマレーシア、韓国、シンガポール、タイ及び香港、欧州では、フランス、イギリス、オランダ及びドイツ、北米ではカナダとの間で、国際定期便の開設について合意。</p> <p>・成田空港:ドイツ、ベトナム、インド、オーストリア、カタール、フィンランド、スカンジナビア3国、シンガポール、アラブ首長国連邦、タイ、オランダ、香港及びカナダとの間で、輸送力の拡大等について同意。</p> <p>○航空自由化については、2007年8月以降、韓国、タイ、マカオ、香港、ベトナム、マレーシア、シンガポール及びカナダの8か国・地域との間で、アジア・ゲートウェイ構想に基づき首都圏空港を除く航空自由化に合意。今後とも自由化に向けて、アジア各国と着実に交渉を進めることとしている。また、欧米との間でも、様々な課題はあるが、欧米の動向を見極めつつ、自由化に向けて交渉を行う。</p> <p>○関西・中部両空港については、海上空港であり、24時間運用が可能であることを踏まえ、国際拠点空港としてふさわしい路線の開設や増便を推進しつつ、国際競争力の強化を図る。2007年8月の二本目滑走路供用により完全24時間空港となった関西国際空港については、2009年4月に二期島において貨物エプロンの供用を開始したところであり、引き続き二本の滑走路をフル活用していく。中部国際空港については、国と地域が連携し、物流振興に向けた課題の整理、具体策構築のための調査を実施しているところ。</p> <p>○関西国際空港については、2009年4月に連絡橋の道路の通行料金引下げを実施したところ。</p> <p>○地方空港については、2007年11月に、自由化交渉の妥結前でも暫定的に乗り入れを認める方針を、外国航空会社に対して通知した。また、アジア・ゲートウェイ構想の方針に基づき、積極的に、定期便の前段階である国際チャーター便を促進することとしている。【航空局】</p> <p>○アクセス改善については、成田国際空港と羽田空港を一体的に活用するため、2010年度開業に向け、成田新高速鉄道の整備等を着実に推進している。また、都心と両空港間及び成田・羽田両空港間の更なるアクセス改善に向けた調査・検討を実施する。関西国際空港については、連絡橋の道路の通行料金引下げや、なにわ筋線等大阪ビジネス拠点からの鉄道アクセス改善についての調査・検討など、アクセス改善を推進していく。【鉄道局】</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
			<p>○魅力ある観光地・観光産業の創出 ・観光圏整備事業の実施 第169回国会において、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」が成立し、観光圏整備事業を創出し、2泊3日以上滞在型観光を促進し、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を推進（20年度は16地域、21年度は14地域を認定）。</p> <p>・ニューツーリズムの創出と流通の促進 21年度はエコツーリズム、グリーンツーリズム、産業観光等の新しい形態の旅行商品の創出と流通を促進するため、モニターツアーの実施の支援等を行う。また、過去2年間の実証事業実施主体等に対する追跡調査を実施し、ニューツーリズムの創出・流通に係る課題を整理し、これらを踏まえた普及・啓発活動を行う。（19年度実証事業：47件、20年度：69件）</p> <p>○地域の魅力開発に向けた人材の育成 観光地における層の厚い観光振興の担い手を育成するため、観光カリスマ塾（平成20年度は8地域で開催）や「観光地域プロデューサー」モデル事業（平成20年度は8地域で実施）を実施するとともに、各地域が行う自律的かつ持続可能な人材育成に向けた取組を支援している。</p> <p>○日中韓における観光交流の拡大 我が国と距離的にも近く、経済的・文化的にも密接な交流がある中国や韓国との観光交流拡大の重要性に鑑み、18年より毎年日中韓観光大臣会合を開催しているが、20年6月に取りまとめられた「釜山宣言」を踏まえ、日中韓における観光交流拡大に向けた取組を推進する。なお、第4回日中間観光大臣会合は中部地方において、平成21年10月に開催予定。</p>
	<p>・社会資本のサービス向上・運営の効率化に向けたPFIのさらなる活用 －事業者選定（多段階選抜や競争的対話等）や事業運営（契約の柔軟な見直し等）などに関する制度の改善及び運用ガイドラインの整備</p>	<p>【生活対策（平成20年10月）】 PFIの活用等を通じて地域経済の活性化を図る。 PFIについて、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい環境の整備等、制度の改正を行う</p>	<p>政府・与党において取りまとめられた「生活対策（平成20年10月）」、「経済危機対策（平成21年4月）」において、PFIについて、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい環境の整備等、制度の改正を行うこととされた。 これを受けて、民間資本主導の社会資本整備（PFI）推進調査会において平成21年4月15日には、会長からPFI法の改正案が提示され、検討が行われたところ。（平成21年4月28日現在）</p>
	<p>・緊急度の高い産業・物流インフラの戦略的・重点的整備 －首都圏三環状道路の早期整備 －国際標準コンテナの通行支障区間の早期解消など港湾・空港へのアクセス改善 －主要拠点港湾の国際競争力向上（主要港の広域連携の推進、保税搬入原則の見直し、AEO制度の拡充による輸出入手続の簡素化、利便性の高いシングルウィンドウシステムの構築による真のワンストップサービスの実現）</p>	<p>【参議院選挙公約2007】 120. 国際競争力を強化する人流・物流体系の構築 スーパー中枢港湾プロジェクトや臨海部物流拠点（ロジスティクス・センター）形成の促進、これらへのアクセス道路や鉄道、大都市圏における環状道路などの整備、アジア域内における海上・航空輸送ネットワークの充実、Sea&Railサービスの促進、ICTの活用等によるスピーディでシームレスかつ低廉な人流・物流体系の実現を図る。（以下略）</p> <p>【日本経済再生への戦略プログラム（最終報告）（平成21年4月15日）】 5. (2) ⑥「国土ミッシングリンク」の結合等による地域経済活性化の新たな基盤作り ・過去3年を大幅に上回るペースでの整備によるミッシングリンク（未結合）（三大都市圏環状道路整備、主要都市間の規格の高い道路等）・整備新幹線等高速鉄道網の結合加速</p>	<p>○日中韓物流大臣会合、日ASEAN交通大臣会合、国際物流競争力パートナーシップ会議の枠組みにおける取組を充実させるとともに、新たに物流に係るアジア諸国との二国間の政策対話を始めることにより、ハード・ソフトの両面から広域的な物流環境の改善を図る取組を推進。また、各地域における物流ボトルネックの抽出とその解消を図る「国際物流戦略チーム」の取組を推進することにより、国際・国内一体となった物流の効率化等を促進。</p> <p>○道路・港湾等と連携のとれた流通業務の効率化に資する物流拠点施設の整備、国際標準コンテナ車が重要な港湾等と大規模物流拠点間を積み替えなく通行可能な道路ネットワークの構築などを推進。</p> <p>○都市の国際競争力を確保していくため、都市再生プロジェクトとして決定している大都市圏の環状道路や国際空港・港湾の早急な整備等を推進するほか、空港・港湾へのアクセス道路の整備を図る。</p> <p>○国際物流に対応する需要に応えるため、アジアの主要港を凌ぐコスト・サービス水準の実現を目標に、スーパー中枢港湾プロジェクトの推進をはじめ国際ユニットロードターミナルの整備を図る。また、コンテナターミナルの隣接地域に高度な物流施設の集積を図るとともに、コンテナターミナルとの連携の強化を図り、これらが一体となって機能する大規模な「臨海部物流拠点（ロジスティクスセンター）」やインランドデポ等の広域ロジスティクス基盤の形成による物流の効率化・シームレス化を図り、併せて貨物鉄道、はしけ、内航フィーダー等国内輸送との連携強化を図る。</p> <p>○スーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化を更に進めていくため、港湾のサービス水準の更なる向上と国内外をつなぐ効率的・低炭素型のシームレス物流網の形成をめざし、平成21年度から経済団体等との協働のもと、港湾を核とした物流を総合的に改革していく先導的な官民協働プロジェクトとして、コンテナ物流の総合的集中改革プログラムを推進する。</p> <p>○国民生活や基盤産業を支える鉄鉱石、石炭、穀物等のバルク貨物や機械の安定的かつ低廉な輸送を確保し、地域経済の活性化と雇用の確保を支援するため、多目的国際ターミナルの整備等を推進する。また、民間による一体的な埠頭運営を行うとともに、隣接する臨海部産業との連携の強化を図り、効率的な産業物流が実現する「臨海部産業エリア」を形成する。</p> <p>○平成20年10月に次世代シングルウィンドウを稼働。港湾管理者毎に異なる手続様式について、統一モデル様式を国が作成した上で港湾管理者へ通知し、採用を要請しており、今後は、これらの申請様式を平成21年10月に機能追加し、船舶の入出港および荷役に必要なほとんどの手続の電子申請を可能とすることで、利用者のデータ入力に対する負担の軽減と利便性の向上を図る。</p> <p>○広域連携の推進に資する臨港道路の整備や、コンテナ物流の総合的集中改革プログラムにおける港湾間の効率的な連携を図るためのバージ（はしけ）輸送等のモデル事業等を推進する。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・良質な住宅の提供 ー住宅・住環境の質的向上、住宅の流通市場の整備を推進 ー住宅投資減税制度の創設 （耐震、バリアフリー、省エネ等の機能が一定基準を満たす住宅の取得、建設・改修については、自己資金・借入を問わず、費用の一定割合を控除） ー効果的・効率的な建築確認審査体制の整備</p>	<p>【参議院選挙公約2007】 135. 「200年住宅ビジョン」の推進 ーより長く大事に、より豊かに、より優しくー地震に強く安全な家を実現し、環境負荷と住宅コストの軽減を図るため、超長期にわたって循環利用できる質の高い住宅（「200年住宅」）の普及に向け、「家歴書」（現在、自民党の「200年住宅ビジョン」では、「住宅履歴書」と変更されています。）の創設、流通市場の改革、新たな住宅金融システムの構築などの諸施策を総合的に推進する。</p> <p>【参議院選挙公約2007】 045. 一体的・総合的なバリアフリー化の推進 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、公共交通機関、住宅、建築物、歩行空間、都市公園などを通じた一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。</p> <p>【参議院選挙公約2007】 145. 世界に先駆けた「低炭素社会づくり」に向けた国民運動の推進 製品・サービスごとにCO2排出量を表示するなど環境配慮の「見える化」による省エネ行動の徹底、省エネ家電買換促進に向けた地域の新しい取り組みへの支援、住宅・建築物の省エネ化、環境にやさしい行動に応じてポイントがたまる「エコポイント」などによる省CO2型製品・サービスの普及、クールビズの定着や「サマータイム」についても国民の理解を得つつその導入について前向きに検討するなど、官民力を合わせてビジネススタイル・ライフスタイルの変革に向けた国民運動を展開し、「1人1日1kg」のCO2削減を目指す。</p> <p>【参議院選挙公約2007】 044. 住宅・建築物等の身近な安全・安心の確保 改正建築基準法などにより、耐震偽装問題の再発を防止し、消費者保護の徹底を図る。また、エレベーターや回転ドア、遊戯施設の安全確保対策、住宅・建築物の耐震改修を促進するための諸施策を積極的に推進する。</p>	<p>○「200年住宅ビジョン」の推進に向け、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」制定（平成21年6月4日施行）のほか、住宅ローン減税等や住宅金融システムの拡充、普及するための先導的モデル事業の実施、住宅履歴情報の整備等の諸施策を総合的に推進しているところ。</p> <p>○平成21年度税制改正において、住宅ローン減税制度の5年延長及び適用要件の緩和を行い、過去最大規模の住宅ローン減税を実現することにより、国民生活の向上や社会的安定の確保を図るとともに、昨今の経済情勢を踏まえ、経済効果の大きい住宅投資の促進による内需拡大の観点から減税規模の拡充を行い、良質な住宅投資に対する支援を拡充することで良質なストック形成への誘導を図る。</p> <p>○さらに、経済情勢の悪化等を踏まえ、省資源で国民生活の質的向上を図り得る住宅への投資に金融資産を誘導するため、長期優良住宅の建設及び既存住宅の改修（省エネ改修、バリアフリー改修、耐震改修）を促進する投資減税型の緊急措置を創設することにより、省資源なストック型社会への転換と持続的な内需拡大による経済成長の実現を図る。</p> <p>○また、高齢者等が安心して快適に自立した生活を送ることのできる環境の整備を促進し、高齢者等の居住の安定の早期確保を図るため、住宅のバリアフリー改修促進税制を5年延長することにより、引き続き住宅のバリアフリー化を推進する。</p> <p>○住宅・建築物の省エネ化については、大規模な住宅・建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令（罰則）の導入や、一定の中小規模の住宅・建築物に係る省エネ措置の届出義務化等の措置を盛り込んだ省エネ法の改正をし、平成21年4月1日施行した（一部平成22年4月1日施行予定。）。また、既存住宅について一定の省エネ改修工事を行った場合に所得税や固定資産税を軽減する省エネ改修促進税制の延長や民間事業者等による先進的かつ効果的な省CO2技術が導入された住宅・建築物のモデルプロジェクトに対し支援を行う住宅・建築物省CO2推進事業の推進等、法律・税制・予算を通じて総合的な省エネ対策の強化を図る。なお、今般決定された「経済危機対策」を受け、住宅等の省エネ化を加速するため、住宅・建築物の省エネ改修に対する支援を平成21年度補正予算案に盛り込んだところ。</p> <p>○耐震偽装問題の再発を防止するため、建築確認・検査の厳格化を柱とする改正建築基準法を平成19年6月20日より施行した。改正法による新しい建築確認手続きが円滑に行われるよう引き続き、きめ細かな取り組みを継続しているところ。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
		<p>【日本経済再生への戦略プログラム(最終報告)(平成21年4月15日)】 (本文) 4. 緊急対策(雇用・中小企業・金融・前倒し執行) ②緊急中小企業・金融対策 <住宅・土地金融の円滑化> ・住宅融資保険制度の拡充(100%カバー)、フラット35の融資率の引上げ(10割)、住宅金融支援機構のまちづくり融資の充実 ・都市再生機構・民間都市開発推進機構の活用 5. 戦略的プログラムを牽引する「主要10施策と達成目標」 (1)世界をリードするグリーン経済社会システムの構築 ②環境対応車(電気自動車等)・グリーン家電の普及促進 ・省エネ住宅の普及 6. 戦略プログラムを加速する制度改革 (3)税制 住宅取得のための贈与税の軽減 (別紙1) ・省エネ効果の高い建物について省エネ診断・改修を実施 ・住宅ローンの拡充(フラット35の融資比率を10割へ引上げ、金利優遇期間を10年間に延長) (別紙2) ・住宅のバリアフリー化 ・生活支援機能施設の整備 ・住宅セーフティネットの充実 ・住宅ストックの質の向上</p>	
<p>・防災体制の強化 ー自然災害などに備えた省庁の枠を越えた危機管理体制の強化 ー企業・行政・NPOの連携体制の整備</p>		<p>【平成21年度予算重要政策】 ○大規模地震や風水害等に対する防災対策の推進 災害から国民の生命、身体、財産を守ることは国政の最重要課題の一つであり、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階において、防災対策に万全を期す。 本年の岩手・宮城内陸地震や豪雨災害など、近年の大規模な災害による被害については、今後とも、被災者の生活再建支援と被災地の復旧・復興に全力を尽くす。 甚大な被害の発生が想定される首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏内陸直下地震等については、地震防災対策を強力に推進する。また、大都市部において、大河川の洪水氾濫等が発生した場合の広域的な避難対策や緊急対応策等を取りまとめ、大規模水害対策を強力に推進する。 また、国民一人ひとりの防災意識の向上や地域防災力の向上など災害への「備え」を実践する国民運動を幅広く展開する。 さらに、世界各地で災害が頻発する中、各国、各国際機関等と連携しつつ、国際防災協力を積極的に推進する。</p>	<p>○大規模な災害発生時には、内閣総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を設置し初動対応にあたるなど、官邸が司令塔となって関係省庁の機能を生かしながら政府全体として総合力を発揮する危機管理体制が整備されているところであり、今後も訓練等を通じて、地方公共団体、住民等との連携を進めるなど、その強化を図る。 ○関係地方公共団体等と連携し、政府一体となって、災害復旧制度の活用や激甚災害指定等による被災地の復旧・復興の支援、被災者生活再建支援制度等による被災者の生活再建支援を行ってきたところであり、今後も引き続き被災者の生活再建支援と被災地の復旧・復興に全力を尽くす。 ○大規模地震について、防災対策のマスタープランである「地震対策大綱」、定量的な減災目標と具体的な実現方策等を定めた「地震防災戦略」、発災時の政府の活動体制や救助・救急・医療活動、物資調達活動等の内容を定めた「応急対策活動要領」の策定作業を引き続き進め、想定される甚大な被害の軽減に取り組むとともに、大規模水害対策について、利根川、荒川の洪水及び東京湾の高潮災害を対象として、想定される被害状況等を詳細に分析し、広域避難計画をはじめとする対策の取りまとめることとする。 ○事業継続ガイドライン等を活用して、各「地震防災戦略」対象期間内(平成26又は27年度末まで)に、企業による事業継続への取組を推進する。また、自主防災組織、防災ボランティア及び企業等が行う共助の取組について、意見交換や情報共有を行うための体制整備を進めるとともに、防災とボランティア週間等の機会を最大限活用し、共助についての認識を深める取組を関係機関・団体との広範な連携の下に強化する。 ○世界の自然災害被害の軽減に向け、国連機関、アジア防災センター等を通じて我が国の知見・ノウハウを活用した協力を推進している。また、今年から日中韓防災担当閣僚級会合を開催するなど、政府間の防災協力にも取り組んでいる。今後とも、過去の災害で培った我が国の知見・ノウハウを活かし、国際防災協力の推進を図る。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
9. グローバル競争の激化に即応した通商・投資・経済協力政策の推進	<p>・WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結</p> <p>－積極的な役割を果たすべく、グローバルな貿易・サービスの自由化を促進</p>	<p>農業交渉については、多様な農業の共存や、林・水産物の有限天然資源の持続的な利用を基本理念とし、重要品目の数の確保や上限関税の導入阻止など、わが国の主張が実現されるよう全力で取り組みます。</p>	<p>・2008年前半の交渉の進展を受け、7月に開催されたWTO非公式閣僚会合において、我が国はG7(日、米、EU、豪、印、中、ブラジル)による少数国会合において、積極的に議論した。交渉は一時進展があったものの合意に至らなかった。</p> <p>・2008年11月には、G20サミット及びAPEC首脳会議において、我が国を含め各国が年内のモダリティ合意を目指すことで一致したが、その後主要国に歩み寄りが見られず、閣僚会合開催は見送られた。我が国はラウンドの早期妥結と保護主義抑制の努力の継続を表明した。</p> <p>・2009年2月には我が国はラミーWTO事務局長を招へいし、意見交換を行った。また、2009年4月のG20サミットでは、ドーハ・ラウンドの推進を図ることが改めて合意され、我が国としても実現のため取り組んでいる。</p> <p>・さらに、2008年12月から始められたWTOによる各国の貿易措置の監視に、我が国も、保護主義を阻止する立場から協力している。</p> <p>・貿易自由化と通商ルールの維持・強化のため、WTOドーハ・ラウンドの、志が高いバランスの取れた成果を早期に得られるよう、政府一体となって取り組む。</p> <p>・また、G20の合意を踏まえ、WTOとの協力のもと、世界的な経済危機からの経済回復のため、貿易・投資の保護主義の抑止に向けた努力を続けていく。</p> <p>・あわせて、WTO協定に基づく効果的な通商紛争の解決にも取り組み、我が国の多角的な貿易拡大を図る。</p>
	<p>・わが国にとって重要な国・地域との経済連携協定(EPA)の締結</p> <p>－韓国、インド、豪州とのEPAの締結</p> <p>－EU、米国とのEPAの実現に向けた具体的な取り組みの開始</p> <p>－これまで締結したEPAを基に経済連携ネットワークを面的に展開</p> <p>－資源・エネルギー、食料供給国との経済関係を強化するための枠組み整備</p>	<p>【参議院選挙公約2007】</p> <p>経済連携についても、対アジア諸国はじめ取り組みを加速する。特に農業大国である豪州とのEPA交渉については、わが党の決議を踏まえ、WTO交渉方針との整合性を図りながら、重要品目が除外又は再協議の対象となるよう粘り強く交渉する。</p>	<p>EPA/FTA交渉については、シンガポールとの協定(14年11月)、メキシコとの協定(17年4月)、マレーシアとの協定(18年7月)、シンガポールとの改正議定書(19年9月)、チリとの協定(19年9月)、タイとの協定(19年11月)、インドネシアとの協定(20年7月)、ブルネイとの協定(20年7月)、ASEAN全体との協定(20年12月)、フィリピンとの協定(20年12月)が発効し、ベトナム(20年12月)、スイス(21年2月)との協定が署名に至るなど着実に進展中。</p> <p>・各国・地域との交渉を積極的・戦略的に推進。その際、貿易自由化の度合いに加えて、サービス・投資・知的財産等幅広い分野で質の高いEPA締結を目指した。このような取組の下、これまで8ヶ国1地域との間でEPAを発効、2ヶ国との間で署名。また、4ヶ国・1地域との間で交渉中。</p> <p>・アセアンとの経済連携の集大成である日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定の発効(2008年12月)、日ベトナムEPAの署名(2008年12月)により、アセアン諸国とのEPAはほぼ終結。</p> <p>・日EU経済統合協定(EIA)のモデルとなり得る、先進国との初のEPAである日スイスFTEPAに署名(2009年2月)。</p> <p>・日インドEPA(2007年1月交渉開始)については、これまでの交渉において実質的な進展が得られているが、未だ双方の立場が隔たっている論点があり、我が国にとって最大限の利益を得られるよう粘り強く交渉を行っているところ。また、インド側の政治日程の関係から、交渉の頻度の面で従来より間隔が空いてきているものの、本協定交渉をできるだけ早期に妥結すべく、今後とも精力的に交渉を進めていく。</p> <p>・日豪EPA(2007年4月交渉開始)については、両国の間には引き続き立場の開きがある分野もあるが、当方の立場を粘り強く主張しつつ、隔たりを埋める努力を続けている。</p> <p>・日韓EPA(2003年12月交渉開始)については、2008年6月及び12月に交渉の再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議を開催し、2009年2月の日韓外相会談にて実務協議のレベルを審議官級に上げることで一致した。引き続き、早期の交渉再開に向けて韓国側に粘り強く働きかけを行っていく。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
		<p>○ EPA交渉については、WTO農業交渉の方針と整合性をとりつつ、「守るべきもの」はしっかりと「守る」との方針の下、食料安全保障や、経営体質の強化に向けた国内農業の構造改革の進み具合にも十分留意ながら、我が国として最大限の利益が得られるよう取り組みます。</p> <p>○ 特に、農業大国である豪州とのEPA交渉については、党の決議の趣旨に則し、重要品目を除外又は再協議の対象とすること等を求める旨の決議しているところ。</p>	<p>・日GCCFTA(2006年9月交渉開始)、日ペルーEPA(2009年4月交渉開始を宣言)についても、双方にとり満足いく内容の協定を実現すべく、交渉に取り組む。</p> <p>・EU及び米国を含めた大市場国との取組については、産業界で行われている議論を踏まえつつ、引き続き真剣に検討を進め、可能なものから準備を進めて行く。</p> <p>・EUに関しては、2008年7月に開催された日EUビジネスダイアログ・ラウンド・テーブル(BDRT)で、経済統合協定(EIA)についての産業界の合同報告書を含む政策提言が取り纏められ、福田首相(当時)に手交された。</p> <p>・東アジアにおける広域経済連携については、我が国が提案した東アジア包括的経済連携(CEPEA)構想がASEAN+6(日中韓印豪NZ)の民間専門家により検討が進められており、2008年8月のASEAN関連経済大臣会合にて研究の報告が行われた他、民間研究の第2段階を開始することが決定された。</p> <p>・EPAの交渉相手国・地域の決定に際しては、「交渉相手国・地域の決定に関する基準」(WTO・EPAに関する関係閣僚会議)に基づき、我が国への資源及び安全・安心な食料の安定的輸入、輸入先の多元化に資するか否かについても考慮してきたところ。2008年7月に発効したブルネイ、インドネシアとのEPAでは、エネルギー・鉱物資源章を設け、規制措置導入の際の通報、既存の契約の尊重・対話の枠組み、輸出許可手続の透明性確保などを定めた。また、GCC(湾岸協力理事会)と豪州との交渉も引き続き推進。</p> <p>・市場アクセス、ビジネス環境整備及び資源の安定供給等を目指し、EPAに加えて投資協定も活用。戦略的な優先順位付けの下で迅速かつ柔軟に交渉を実施していく。</p> <p>・投資協定をこれまで以上に積極的に推進し、戦略的に活用していくため、官民合同で対外投資戦略会議を立ち上げ、2008年12月に第1回会合を開催。また、具体的なイシューについて議論する連絡会議を今まで2回開催(2009年2月、4月)。</p> <p>○ 各国・地域とのEPA交渉に引き続き戦略的に取組。これまで9カ国との間で協定発効、2カ国との間で協定の署名に達し、4カ国と交渉中。</p> <p>○ 豪州とのEPAについては、「守るべきもの」はしっかりと「守る」との方針の下、食料安全保障や、国内農業の構造改革の進み具合にも留意しつつ、決議に則し、重要品目が除外又は再協議の対象となるよう、与党としてしっかり対応します。</p> <p>○ 米国及びEUを含めた大市場国及び投資先国との取組については、諸外国の動向、これまでの我が国との経済関係及び各々の経済規模等を念頭におきつつ、将来の課題として検討します。</p>
<p>・国際協力の戦略的な活用</p> <p>ー資源・エネルギー・食糧確保・地球環境問題への対応の観点から国際協力を戦略的に活用</p> <p>ー円借款、無償資金協力、技術協力の有機的連携及び国際協力における官民連携を強化</p>	<p>【参議院選挙公約2007】</p> <p>大気中の温室効果ガス濃度の安定化のためには、「世界全体の排出量を現状から2050年までに半減」することが必要である。そのため、「21世紀環境立国戦略」およびその中核をなす「美しい星50」に則り、来年のG8洞爺湖サミットを機に、米国、中国、インドなど主要な排出国が参加する枠組みを構築するためにリーダーシップを発揮する。あわせて、途上国の支援のために新たな「資金メカニズム」を国際協調で構築するなど、途上国の歳出削減や適応策を支援する。</p> <p>【総合的な外交力強化へのアクション・プラン10】</p> <p>経済界やNGO、地方自治体など外交プレイヤーとの連携を強化する。特に、法整備支援や税制などの適法性の確保、日本語教育拠点の拡充など、海外進出の企業支援を進める。</p>	<p>「アクション・プラン10」を着実に実施するため、平成20年5月には「アクション・プラン10の着実な実施と加速のために～5つの重点分野への具体的取組～」を取りまとめ、①体制整備、②在外公館の戦略的施設整備、③質の高い議員外交、④海外における日本の諸機関の連携強化、⑤ODAの質・量の充実などを提言している。これら二つの提言の着実な実施に取り組んでいる。提言の実施の過程で、国際社会の変化に機動的かつ的確に対応することのできる総合的な外交力強化を行うため、経済界、有識者、NGO、地方自治体などと連携し、日本の持つ経済力、科学技術力、文化・情報発信力やODAなどのあらゆる手段を総動員できるオール・ジャパンの体制をつくるよう努めている。</p>	
<p>・対外経済政策</p> <p>ー民間の意見を継続的に取り入れる仕組みを確立</p> <p>ー対外交渉及び農業等に関する必要な国内構造改革を政府一体となって推進</p>	<p>【総合的な外交力強化へのアクション・プラン10】</p> <p>経済界やNGO、地方自治体など外交プレイヤーとの連携を強化する。特に、法整備支援や税制などの適法性の確保、日本語教育拠点の拡充など、海外進出の企業支援を進める。</p>	<p>官民連携、地方連携、海外における我が国企業の支援等を着実に進めている。</p>	

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
		<p>力強い農業構造を確立するため、</p> <p>①自給率の低い大豆・麦や、米粉・飼料用等の新規需要米の生産拡大に資する水田フル活用の推進、</p> <p>②農地制度の基本を「所有」から「利用」へ転換する農地政策の改革、</p> <p>③経営所得安定対策を始めとした担い手支援策の着実な推進による、農業の将来を担う経営の育成、</p> <p>④国産農林水産物を活用した新商品の開発など、農工商連携による新たなビジネスの展開等に積極的に取り組みます。</p>	<p>農業構造確立のための具体的な法制措置や21年度当初予算に加え、経済危機対策のための21補正予算の確保を措置しています。例えば、</p> <p>①21年度当初予算で転作の拡大、調整水田への作付けなど拡大面積に対して助成金を交付する（水田等有効活用促進交付金）ことに加え、21年度補正予算で大豆・麦など生産調整している農家に対して10アール当たり最大1万5千円の追加交付、米粉・飼料用米を作る場合には10アール当たり2万5千円の追加交付を行います（需要即応型生産流通体制緊急整備事業）。</p> <p>②今国会に農地法改正法案を提出するとともに、21年度当初予算で農地の確保・有効利用の促進のための対策を、21年度補正予算で農業を続けることが難しい方などが農地を貸し出す場合に貸出面積10アール当たり最高1万5千円を最長5年間支援する措置などを講じます（農地集積加速化事業）。また、耕作放棄地の解消のため、再生・利用のため荒廃の程度に応じて10アール当たり3万円又は5万円を交付する措置を追加します（耕作放棄地再生利用緊急対策）。</p> <p>③水田・畑作経営所得安定対策等を引き続き実施するとともに、21年度補正予算で、スーパーL資金などの無利子枠の拡大など借入金や経営改善への直接支援を行います。</p> <p>④農工商連携等について、21当初予算を確保するなど、引き続き着実に推進します。</p>
	<p>・貿易円滑化とセキュリティ強化の両立</p> <p>－貿易手続改革プログラムの着実な推進</p>		<p>内閣の最重要課題として主務3省庁（財・経・国）で取り組むとともに、内閣官房主催でフォローアップ会合を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港・港湾の深夜早朝利用等を推進する観点から、平成20年4月、臨時開庁制度について、臨時開庁手数料を全面的に廃止するとともに、手続を簡素化。 ・特定輸出申告制度について、平成20年末までに、制度利用が可能な事業者による輸出額の割合を全輸出額の5割超とする官民の目標を達成（平成20年12月末現在 195者 54.5%）。 ・平成20年4月、通関業者等をAEO制度（国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図る制度）の対象事業者を追加。 ・AEO制度の対象者を製造者へ拡大することを盛り込んだ関税法改正案が今通常国会において成立。（本年7月から実施） ・平成20年4月、原産地証明法施行規則の改正等により、原産地証明書の発給手続を簡素化。 ・日スイス経済連携協定を踏まえ、認定輸出者による自己証明制度を追加するため、平成21年3月に原産地証明法改正案を通常国会に提出。 ・平成19年12月に大阪湾諸港の一開港化を実現。20年3月に京浜3港が広域連携について基本合意。 ・平成20年10月1日に（独）通関情報処理センターを民営化（特殊会社化）し、輸出入・港湾関連情報処理センターを設立。同年10月12日にNACCSと港湾EDIを統合し、関係省庁システムの一体的運営を図ったシングルウィンドウを稼働。今後、平成21年10月に港湾手続を追加する等更なる取り組みを推進。

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
10. 戦略的な外交・安全保障の推進と憲法改正に向けた合意形成	<p>・戦略的な外交・安全保障の推進</p> <p>－日米同盟を基軸としながら、中国・韓国など近隣諸国との信頼関係を強化</p>	<p>【参議院選挙公約2007】</p> <p>わが国外交の基軸である日米同盟をさらに強化する。その上で、豪州、インド、欧州諸国など価値観を共有する国々との連携を強化し、わが国外交の幅を広げていく。また、中央アジアや中東諸国などを支援し、普遍的価値に基づいた豊かで安定した地域をつくること、すなわち「自由と繁栄の弧」の形成に取り組んでいく。さらに、来年のTICADIVの成功に向け、積極的なアフリカ外交を推進していく。</p> <p>アジア・ゲートウェイ構想を着実に推進するとともに、中国・韓国・アセアン諸国など近隣諸国との友好関係をさらに深化させ、貿易、投資、人の往来などが急速に発展しているアジア地域との安定と繁栄をリードしていく。</p>	<p>(日米同盟の強化)</p> <p>日米同盟は日本及びアジア太平洋地域の平和と繁栄の礎として不可欠な役割を担っているという認識の下、日米両国は、二国間の課題に適切に対処し、幅広い分野で日米関係を一層深化させるとともに、アジア太平洋地域の平和と繁栄の確保や国際社会が直面するグローバルな課題について、様々な機会を捉えて緊密に連携してきた。オバマ新政権発足後も日米首脳会談を1回、日米外相会談を2回実施。</p> <p>(価値を共有する国々との連携強化)</p> <p>豪州とは、EPA交渉に取り組むとともに、政治・安全保障面では2007年3月の「安全保障協力に関する日豪共同宣言」に基づき、日豪外務・防衛閣僚協議を実施、実務的な安全保障協力を促進するための具体的「行動計画」を承認、その実施に努力。また、日米豪戦略対話等も推進。</p> <p>インドとは、毎年、首脳会談を通じ「戦略的グローバル・パートナーシップ」を確立、着実に関係を強化。2008年10月のシン首相訪日の際に「戦略的グローバル・パートナーシップの前進に関する共同声明」及び「日印間の安全保障協力に関する共同宣言」を发出。</p> <p>欧州諸国やEU、NATO等との間でグローバルな課題に関する対話を促進。特にアフガニスタン復興支援における欧州との協力が進展。今後も具体的協力を通じて関係を強化。</p> <p>(自由と繁栄の弧の形成)</p> <p>中東地域とは、アフガニスタン及びイラクへの支援・協力、中東和平への貢献、BMENA構想への貢献等を継続。中央アジア・コーカサス地域では、大統領等の訪日、投資協定等の締結、新規大使館（グルジア）の開設等を行いつつ、対話・協議やODAを通じ民主化・市場経済化を支援。「中央アジア＋日本」対話の枠組み等も活用し、普遍的価値に基づく豊かで安定した地域を作るための協力を継続。また南アジア諸国やCLV諸国（カンボジア、ラオス、ベトナム）についても積極的な支援を継続。</p> <p>(積極的なアフリカ外交)</p> <p>2008年5月、横浜でTICAD IVを開催。「横浜宣言」、「横浜行動計画」等の成果文書を发出し、フォローアップ・メカニズムを創設。その後も2008年3月にボツワナでの閣僚級会合開催など、フォローアップを継続。</p> <p>(中国との連携)</p> <p>20年には、5回の相互訪問等による首脳間の頻繁な対話を通じ、日中両国首脳は信頼関係を構築。今後とも、幅広い層で対話と交流を積み重ね、懸案にも適切に対処しつつ、「戦略的互惠関係」の構築を通じ、地域及び国際社会全体の平和、安定、繁栄に共に貢献していく。</p> <p>(韓国との連携)</p> <p>基本的価値を共有する韓国との未来志向の「成熟したパートナーシップ関係」構築・推進へ向け、努力を継続。</p> <p>(アジア地域の繁栄と安定を主導)</p> <p>豊かで安定し、開かれた東アジアの実現は、我が国のアジア外交の基本。このため、近隣諸国との関係の強化や朝鮮半島をめぐる問題の解決のほか、ASEAN＋3（日中韓）、東アジア首脳会議等、アジア地域に存在する複数の枠組みのすべてにおいて、防災、環境、エネルギー等の重要課題に共同で対処する地域協力を積極的に推進。</p>
	<p>・国際貢献の推進</p> <p>－国際的なテロリズムの防止・根絶のために行われる陸上・海上を通じた国際社会の取組みに日本が積極的かつ主体的に寄与できる法制度を整備</p> <p>－安全保障に関する基本法ならびに国際平和協力に関する一般法を整備</p>		<p>○国際的なテロリズムの防止・根絶のために行われる陸上・海上を通じた国際社会の取組みに日本が積極的かつ主体的に寄与できる法制度を整備</p> <p>・国際社会が引き続き「テロとの闘い」に一致して取り組んでいく中、我が国としても、これを我が国自身の安全保障の問題と認識した上で、国際社会の連帯において責任を果たしていくため、補給支援特措法に基づき、海上自衛隊によるインド洋での補給支援活動を実施。また、近年頻発するソマリア沖・アデン湾での海賊事件に対処するため、本年3月、自衛隊法82条に基づく海上警備行動により、護衛艦2隻がソマリア沖・アデン湾に向け出港、日本関係船舶の護衛にあたっている。なお、海賊対策に万全を期すため、海賊対処法案を、第171回通常国会に提出し、4月23日衆議院を通過、今国会での成立を目指す。</p> <p>○安全保障に関する基本法ならびに国際平和協力に関する一般法を整備</p> <p>・国際平和協力の一般法に関しては、与党・国際平和協力の一般法に関するPTで、①国連決議のある場合・ない場合、②わが国の行う活動内容、③憲法9条との関係、④国会の関与 について20年6月中間報告を取りまとめた。今後、引き続き検討していく。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した自由民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
			<p>(国際的なテロ対策協力の強化) 我が国を含めた国際社会がより実効的なテロ対策を実施し、テロに対する脆弱性を克服するために、出入国管理、交通保安、法執行の分野で隙のない協力体制を構築・強化するべく取組を実施。平成20年度においては、国連のテロ対策関連委員会やG8専門家会合、ASEM、APEC、ARF等の多国間枠組みに積極的に参画するとともに、日ASEAN、日米豪、日韓等の二国間・地域レベルでの協議を実施し、国際的なテロ対策の強化を図った。また、我が国は既にテロ関連13条約を全て締結するとともに、2006年5月には出入国管理及び難民認定法を改正し、テロの未然防止のための規定の整備を行った。</p>
	<p>・憲法改正に向けた合意形成 一国会における憲法審査会の早期開催等を通じて、憲法改正の実現に向けた各界各層における国民的議論を喚起</p>	<p>【参議院選挙公約2007】001. 新憲法制定の推進 次期国会から衆参両院に設置される「憲法審査会」の議論を主導しつつ、平成22年の国会において憲法改正案の発議を目指し国民投票による承認を得るべく、新憲法制定推進の国民運動を展開する。</p>	<p>平成19年5月18日公布の「日本国憲法の改正手続に関する法律」(国民投票法)は、同年8月の臨時国会から衆参両院に「憲法審査会」を設置すると定めている。しかし、委員の数、会長の選任方法、定足数、採決方法などを定める「憲法審査会規程」が未整備なため、活動できない状態が続いている。衆参両院憲法審査会が法律上は存在するが、審査会規定が未整備なため活動できない現状は、国会が自ら定めた法律が適正に施行できない異常な状態である。こうした事態を打開するため、平成20年2月26日に、幹事長・政調会長連名による「衆参両院憲法審査会の早期開会を求める請願運動について」と題する要請書を47都道府県支部連合会に発出し、更に本年1月には47都道府県支部連合会に憲法改正担当役員を設置し、全国から衆参両院憲法審査会の早期開会を求める運動を展開しているところであり、自民党は「憲法審査会規定」を早急に制定するよう衆議院議院運営委員会に対して強力に働きかけている。</p>

<p>政策本位の政治実現に向けた党内の取り組み(政権公約のフォローアップ体制など)</p>	<p>○自民党 政権公約2005</p>	<p>○平成17年9月の総選挙で国民に約束した「政権公約2005」120項目のすべてについて着手。第166回通常国会において措置した予算・法的対応等について精査を行った。予算を中心に公約を措置した事項は31項目、取り組み中の事項は88項目、取組み不十分の事項は1項目とした。</p>
<p>政治資金の透明性向上に向けた取り組み</p>	<p>○政治資金のあり方について検討する。 ○国民の税金を原資とする政党助成金の適正化を図る。</p>	<p>○企業は、社会を構成する一員として、憲法で保障されている政治活動の自由を有しており、その一環として企業が政治寄付することは、最高裁判決でも認められているところである。わが党はこうした観点を踏まえて、民主主義のコストをどのように幅広く国民に負担していただくか、政治資金のあり方について検討しているところである。 ○政党の解散時に残った政党助成金は、本来国に返納しなければならないものであるが、他の政治団体などに寄附することによって、「返納逃れ」ができるという問題点があるため、これを防止するための改正案を国会に提出したところである。</p>